

第四十三回国会 参議院 通信委員会 會議録 第十七号

昭和三十八年三月二十六日(火曜日)

午前十時五十六分開会

委員の異動

三月二十二日

辞任

北條 雋八君

補欠選任

白木義一郎君

出席者は左の通り。

委員長

伊藤 頭道君

理事

鈴木 恭一君

寺尾 豊君

松平 勇雄君

光村 甚助君

委員

白井 勇君

新谷寅三郎君

最上 英子君

谷村 貞治君

鈴木 強君

植竹 春彦君

横川 正市君

国務大臣

郵政大臣 小沢久太郎君

政府委員

郵政事務次官 保岡 武久君

郵政大臣官房長 武田 功君

郵政省電気 岩元 巖君

事務局側

常任委員 倉沢 岩雄君

説明員

日本電信電話 秋草 篤二君

公社総務理事

日本電信電話 宮崎 政義君
公社計画局長
日本電信電話 井田 勝造君
公社総務局長

本日の会議に付した案件
○電信電話債券に係る需給調整資金の
設置に関する臨時措置法案(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(伊藤頭道君) ただいまから
通信委員会を開会いたします。
初めに、委員の異動について御報告
申し上げます。

三月二十二日北條雋八君が委員を辞
任せられまして、その補欠に白木義一
郎君が選任せられました。

○委員長(伊藤頭道君) 電信電話債券
に係る需給調整資金の設置に関する臨
時措置法案を議題といたします。

本案については、すでに政府より説
明を聴取しておりますので、これより
質疑に入ります。質疑のある方は順次
御発言願います。

○鈴木恭一君 簡単に二、三の点につ
いて御質問申し上げたいと存じます。

この法律を出された理由は、われわ
れはよくわかるのでありますが、二十
六年の電話の設備負担法におきまし
ても、三十五年の拡充法においても、建
設費というものを加入者に強制的に負
担させて協力しておるわけございま
すので、政府並びに電電公社が、こ
の債券の価格の安定ということに対
して十分配慮する責任があるというこ

は、これは申し上げるまでもないので
あります。そこで、先般、拡充法を通
しましたときにも、本院では、これに
対して附帯決議もいたしております。

「この法律によるばう大な電信電話債
券の市場価格の安定を期するため、利
率の設定その他万全の措置を講ずるこ
と」と、政府もこれに対しては善処す
ることをいわれておるのであります
が、その後、どういふふうなことを措
置されましたか、その点をまず伺い
いたします。

○政府委員(岩元巖君) 加入者の電信
電話債券の価格安定のためにどうい
つたような措置をしたかというお尋ねで
ございまして、政府といたしまして
は、債券の市価が三十六年の十月初旬

ごろから著しく低落いたしましたのでござ
いまして、これは、当時の強度の金融
引き締め情勢に加えまして、従来、
東京、大阪の証券業協会におきまし

て、債券の気配相場が立っておりまし
たのを、同年の十月一日株式の第二市
場発足に伴いまして、これが廃止され
ましたことが低落の大きな原因であつ

たわけでございますが、政府といたし
ましては、直ちに、東京、大阪、名古屋
の市場におきまして、これを上場せし
めるといった措置をとったのでござい

ます。それからまあ、これは昨年の五
月十七日に、価格安定に関する閣議決
定があったわけでございますが、その
際、閣議決定の趣旨にございましたお
りに、債券の市価安定に資しますため

に、発行条件の改定ということをした
したのでございます。

これは、実施は本年の一月一日から
でございますが、内容といたしまして
は、債券の償還の据置期間を、従来五
年であったものを二年に短縮したとい
うことが一点でございます。それから
利付債、割引債のいずれも売り出し発
行といたしまして、領収証による売買
の値下がり防止するといった措置も
講じましたし、また、売り出し期間も
六カ月といたしまして、銘柄を利付
債、割引債につきまして――従来かな

り多かったんですがございますが、それ
を、年間のおの二銘柄というふうな
整理をいたしまして、債券の上場及び
売買の際の便宜をはかったということ
が一点でございます。

また、さらに定時償還の際に買い入
れ償却も併用し得ることとしたして
おります。これは、ほかの社債になら
いまして、そのような措置をとったわけ
でございます。

○鈴木恭一君 いずれにしても、私は、
市場へ出てこないように配慮すること
が何としても必要なんじゃないかと思
う。これもいろいろ措置は講じられて
おるようでありまして、けれども、もう
個人々々にみんな持つておるものであ

ります。割引債券のごときは、十年たて
ば倍になるといふような条件で、相当
い条件で出しておるわけですね。した
がって、各個人が一枚ずつ持つておる
というのが実情なんですから、何とかそ
れが市場に出ないようにPRされること

も必要じゃないかと思うんですが、そ
ういふ点において欠けておるんじゃない
か。ことに、電話局の近辺で悪徳業者
が買いたたきをするというふうなこと
は、結局、加入者に非常な不利な条件
をしいるようなことになりまして、ど
うせ金になるんらばということ、ど
ういふものか、あるいは――現におや

りになっておるんであります。保
護預かりの制度であるとか、あるいは
月賦で金融するなんということも政府
のほうでは考えておられるようなんで
すね。そういう点などのPRが私は非
常に足りないと思うんですが、その点
はどういうふうにしてPRされていま
すか。

○説明員(井田勝造君) お説のと
おり、電信電話債券のPRということに
つきましては、公社は現在も努めてお
りますけれども、まだまだ大いにやら
ねばならぬと存じております。今、電
信債券の有利性といったようなことを
宣伝いたしまして、お客様にこれを手放
さないように持つてもらうのが一番大
事じゃないかという御趣旨の御発言が
あったと思っておりますが、私もその
とおりと考えております。まず、窓口
におきまして、電信債券に対する知識
を詳しく御説明するという観点から、
全国に債券相談役をおもな局に設置し

ておるのですが、これを、三十七年度には、それぞれの数を大体倍にいたしまして、そういう方向への努力をさらに推進する、こういうことになりました。

また、今お話のございました保護預かりでございますが、これは、とりあえず、昨年の十二月から、東京と大阪に試行的にやりました。十二月中では、東京、大阪合わせまして五百八十九件の利用でございましたが、その後だんだんと利用数が増えてきておりました。二月までで二千九百件ほどの保護預かりの利用があるといったように実績が上がって参りました。今後ますますこの利用はふえるものと考えております。公社といたしましては、今後様子を見まして、さらに、名古屋を初め、おまな都市にこの保護預かりの制度を拡張していくと、こういうふうに考えております。

なお月賦金融の問題でございますが、これも三十五年度以来、かなり利用されておりました。利用件数におきましては、総体の五・五％といったような成績でございますが、これも今後ますます利用がふえるようにしていきたい、こういうふうに考えております。

○鈴木恭一君 その相談役というのは、各電報電話局におられるのですか。どの程度全国に配置されておりますか。

○説明員(井田勝造君) 今のところ、大電話局等に配置しておるわけでございまして、全国で五十数名でございます。

○鈴木恭一君 どうもこれなんか非常に少ないので、やはりこういう方面に対する配慮が必要である。一そここの点についての御注意をお願いいたします。と思うのですが、いずれにしろ、

これは前のときにも、同僚の議員から、いろいろ悪徳業者のいわゆる電話業者というものの対して批判がありました。しかし、全部が全部悪いというものではないでしょう。中には、自主的に自分たちで規制していくという公益法人でも作ってやっていくという機運もあるように見受けられるのですが、その後、その法人の問題等についてはどうなっておりますか。

○政府委員(岩元巖君) ただいま先生からお話のございました電話業者の問題でございますが、これは、お話のございましたとおり、業者の間で自主的に自粛していくといったような動きが、これはかなり前からございまして、郵政省のほうにも、そういうような意思を申し出てきております。しかし、現在までのところ、これまで郵政省からいろいろ指導はしているわけでございますが、その線までになかなかまとまっていけないのが現状でございます。また公益法人の結成というところまでにはいっておらないわけでございます。ただ、最近いろいろと、電話取引あるいは代行業務、あるいは加入権を置いたり、金融の際にいろいろ不正な行為が行なわれているといったようなことも巷間伝えられておりますので、そういった面の規制につきましては、現在何らか法的に取り締まるといったようなことにつきまして検討を進めておるところでございます。

○鈴木恭一君 法的に規制しようということは、たとえば不動産売買の取締法といったようなものと平仄をあわせて考え方ではないかというふうな考えですか。そこらの点はどうお考えですか。

をきめておられますか。

○政府委員(岩元巖君) 私ども聞いておりますところでは、不動産業者の規制に関する法律では、何か今度許可制にされるといったようなふうに取り運ばれているといったようなことを聞いておりますけれども、電話業者の場合、法的に規制するという方法につきまして、たとえば登録制にするとか、許可制にするとか、いろいろな考え方があろうと思いますが、現在具体的にどうするところまでは、まだ固まっております。状況でございます。

○鈴木恭一君 この点は、やはり一つの社会問題となつておる現状にかんがみて、政府としても何らかの手を打つときがきておるのではないかと、いふふうに私も考えますので、この点をひとつ考えていただきたいと思います。

そこで、昨年の九月ですが、いろいろ下落に伴つて手を打たれたようでありますが、たとえば、今のお話のように、据置期間の短縮とか、銘柄を単純にしたとか、債券を統合したとか、いふことを聞いておるのですが、こういうことをやって、結局、今日まあ市価は安定しているわけでございますが、ね。そういうことで、もう一応済んでおるといふふうにお考えでございますか。

○政府委員(岩元巖君) ただいまお話のごとく、最近では、郵政省あるいは電電公社で講じた一連の措置によりまして、あるいはその他の諸条件によりまして、最近の債券の市価というものには非常に安定しておるわけでございますが、将来こういう情勢は当分続くのではないかと、いふふうに見測されておるようでございますが、しか

し、さらにこれがどういった条件で、社会情勢あるいは経済界の情勢等によりまして、下落しないとも限らないわけでございます。そういう下落的な場合、第一次取得者の保護といったような点を考えまして、やはりこういう資金を設けて、加入者の保護をはかる必要はあらうと存じます。

○説明員(井田勝造君) 公社のほうから、ただいま監理官のほうから御説明のありましたことを二、三補足させていただきます。

具体的に、公社が、電電債券の有価証券としての価値をいいますか、流通価値を高めるために長年努力していることがございまして、そのことを申し上げようと思つてございまして、一つは、公示催告制度の撤廃でございます。これは、現在公示催告を六カ月間やりまして、割合簡単な手続で流通市場にある債券を無効にすることができるようになっておるわけでございます。これが、債券の流通性というのに対して一つの欠陥になっておるわけでございます。この点も、関係機関、これは主として法務省でございますが、いろいろと折衝を進めて参りまして、かなり法務省も本腰を入れていただいております。電電債券もそういうふうなわけで、これも今後折衝を進めて参りたいと存じます。

もう一つの点は、日銀の担保適格債に指定していただく問題でございます。これも日銀にも何度となくお願いしておるわけでございますが、だいたいが公社債市場の育成という問題とからみまして、日銀のほうでもこれは近い

将来措置しなければならぬと、こういうふうにお考えをいただいているように聞いております。

○鈴木恭一君 公示催告制度の撤廃というものが、債券の流通に非常に役立っているというのにはよくわかるのですが、どの程度あるのですか。

○説明員(井田勝造君) 大体今までの、比率にしまして万分の六ぐらいでございます。そのうちのものが、事故債券としまして盗難にあつたり、あるいは紛失したといったようなことで届出が参りました。これを裁判の手続によりまして公示催告をして無効にする、こういうことでございまして、

○鈴木恭一君 万分の六ぐらいなら、実際の手続は非常にむずかしいし、厄介かもしれないが、実際の流通にはそれほど影響がないと思うのですが、どうなんですか。

○説明員(井田勝造君) これはまあ、そのようにも考えられますのでございしますが、たとえば株式等におきましても、要するに所有者を保護すると、こういう点から、なくなつたような場合には、公示催告の手続によつて、かわり証券が出る、こういうふうになっております。電電債券もそういうふうになっておるのであります。これは、例外は国債だけが例外でございますが、電電債券につきまして問題がある、と私どもも考えておるものは、たとえば株式でございます。一年に二回配当がございまして、そのときに、もし、にせの株式がつかまされておると、そのときにわかるわけござ

います。電債債券の場合には、利付でございまして、一年に一度利払いがございまして、そのときにわかるのでございまして、割引債でございまして、十年後に初めてわかる。もし間違つて事故債券を第三者から善意の人が取得した、十年目に償還に持つていったら、これは事故債券で無効になつておりますということがわかる次第になつております。その点を私どもは非常に重視しているわけでござい

○鈴木泰一君 わかりました。

そこで、話を今度はさらに進めますが、現在市場に、市場というか、発行されておる債券というのは、どの程度の額に達しますか。

○説明員(井田勝造君) 三十七年度末におきまして、加入者引受債券が、利付・割引合わせまして三千億余りでございまして、公債債が二百八十億余りでございまして、あと、政府引受と、それから外債につきましては省略させていただきます。

○光村基助君 関連して。
政府引受と外債を、ちょっと、省略せずに聞かせて下さいませんか。

○説明員(井田勝造君) 政府引受は三十七年度で四十億でございまして、それから外債は百三十八億でございまして、

○光村基助君 けっこうです。

○鈴木泰一君 今日までで三千億もあるわけでございまして、そうして三十八年度はどのくらいになりますか。一千億くらいやっぱ散布されるわけじゃないでしょうか。まあ四千億というものが本年市場にあるわけですね。それに対して、予算を拝見しますと、この資金が二十二億でございまして、

この程度のお金で、実際のところ入れたいのか、オペレーションというものができて安定するというお見込みは、どういふところにあるのでございましょうか。

○説明員(井田勝造君) 実は、公社といたしましては、五十億程度は確保したいと思ひまして予算要求もいたしたのでございまして、資金全般の事情、それからもう一つは、電債債の市場価格が非常に底が固いございまして、将来公定歩合等の引き下げといった事態も予想されまして、市場価格は非常に固いであろう、こういう両方の要素から、まあ二十二億あれば大丈夫であろう、こういうふうな考えのわけでございまして。

○鈴木泰一君 結局、この二十二億というものは、それがどの程度、最悪の場合といふと、回転するようなお考えなんですか。

○説明員(井田勝造君) 実は、この資金の運用につきましては、近く公社から郵政大臣に運用基準の認可申請をいたしまして、それで運用基準がきまるのでございまして、大体下交渉によりまして一致した線の出ておりますところでは、一定価格以下に下がった場合に発動すべきである、こういう考え方に一致しております。したがういまして、何と申しますか、本年のような場合には全然出なくてもいいのじゃないかといふように、そういう可能性のほうは強ひださうというふうにも私どもは考へておる次第であります。

○鈴木泰一君 次に、この条文の中で「当分の間」と書いてあるのですね。暫定措置なんです、「当分の間」

ですから。もちろん、今お話しのように、需給が調整されて、価格が安定すれば、何も発動する必要はない。さればといつて、いつ安定するかということも、一般の経済事情その他でわからない。ここで「当分の間」ということは、結局、拡充法でこの債券の発行されるのは四十七年度末までですね。したがって、それまでは――それから、この債券がまた償還になる時期というものを加えた、そういう「間」というふうに解釈してよろしいのですか。

○政府委員(岩元巖君) ただいま先生のお話のごとく、「当分の間」といたしてございまして、この資金を運用いたします場合の対象になるのは加入者債券でございまして、これは、結局、電話設備費負担臨時措置法、それから電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律、この規定によりましてこの債券等がございまして、この二つの法律は、いずれも暫定的なものでございまして、そういうことから、やはりこの法律も、この資金の設置の間も、暫定的なものになるわけでござい

ます。また、いつごろに廃止するか。これは、結局、拡充法が四十七年度末までということになりますれば、それから十年間、五十八年までは、一応債券が市場にあるわけでありまして、しかし、その間におきまして、たとえば金融情勢その他の事由によりまして、この資金によりまして、債券の売買、債券の売り渡し、買い取りをする必要がなくなる、そういうふうな、そういう事態も、それまでの間に起こり得るわけでございまして、そういう場合には、制度的にこういった資金を置くということ

要性はなくならないと思ひますので、そういう際には、この法律は廃止してもよろしいのではないかとと思ひます。

○鈴木泰一君 よくわかりました。
そこで、なお、この最初に、「需給の調整及び価格の安定に資するため」とありますが、要するに加入者保護とあること、価格の安定ということが最終目的のようになつておられる。需給の調整及び価格の安定、この二つの目的をこの法律は持つておられるわけですが、これが、市場価格の下落に伴つて発動することである、明らかなにこれは価格の安定ということになるので、需給調整と価格の安定というものは、どういふ関係にあるわけですか。ちょっと御説明願ひたい。

○政府委員(岩元巖君) この資金の運用が、市場価格が下落いたしました場合に、第一次取得者から債券を買い入れまして、その保護をはかる、これを原則とするものでございまして、この資金によりまして債券の買い入れといたことは、債券の流通性を確保するといったことにもなるわけでございまして、ひいてはそれがまた店頭価格の維持といったような効果も果たすものと考えられます。本来、市場に流通いたしまして取引所相場を下落させるといった作用を及ぼすと考えられるような加入者等の売却債券を、未然に本資に吸収することによりまして、債券の需給を調整し、取引所の相場の安定にも寄与し得るというふうな考えられるわけですね。したがういまして、需給の調整とそれから市場価格の安定ということ、相関関係にあるというべきものではないかと考えられますが、いずれが主であるかということ

は言ひがたいのではないかと考えられます。

○鈴木泰一君 そこで、問題は、いつ発動するかということ、すなわち売買の基準ですね、これが私は非常に大きな問題だと思ひます。要するに、問題は、債券が下落して、売ることでもできない、あるいは額面を非常に割つてしまつていくというふうな異常事態が起こる、そういうときに発動されると思ひますが、われわれ拡充法を審議した際に、大体負担法よりも、拡充法によって債券を取得した場合に、債券の価格が八割程度ならば決して損ではないのだというふうな話も聞いておるのです。したがって、この基準というものは、ここから、八割程度というものを標準としてお考えになつておるのでしょうか。その点いかがですか。

○政府委員(岩元巖君) 売買の基準についての御尋ねでございまして、私ども現在考へておりますところでは、買い入れは、電債債券の市場価格が一定価格を下回りましたときに、原則として第一次取得者である加入者から買い上げるというふうなことを考へておるわけであります。ただ、その一定価格といふのはどういふ価格かということとでございまして、これにつきましては、第四条第二項の規定に従ひまして、債券の引き受けが法律によつて義務づけられていたというふうな点、それから債券の市場価格の低落の事情、それから当該市場で債券を売却することによりまして第一次取得者の物質的な負担の程度、それからそのときの経済金融情勢あるいは資金量、そういったことをいろいろ勘案いたしまし

て、適当と考えられる価格に決定されるわけでございます。ただ、今先生のおっしゃいました拡充法制定当時に、八〇%程度の価格といった話がたしか出たようにございましたが、これは、負担法当時の実質負担額と大体同程度の負担というものは、級別別にこれはいろいろ違うわけでございますが、平均いたしますと、大体債券価額の八〇%ないし七〇%になるであろうというふうに考えております。

○鈴木泰一君　そうしますと、その基準というものは、今のお話だと、八〇%ないし七〇%の価格になったときであろうというふうな、非常にばく然としているのですが、これは確定はしないんですか。

○政府委員(岩元巖君)　資用の運用基準の決定は、これは公社から一応案を出されまして、郵政大臣に申請をされるわけでございますが、郵政大臣が認可をいたしましてきまるわけでございます。その際に、大蔵大臣とももちろん協議をいたしましてきまるわけでございますが、公社でどのように考えておられますか、まだはっきり伺ったわけではございませんが、おそらくその運用基準の中で一定価格というものは大体きめられるんではなからうかと思っております。

○鈴木泰一君　その運用基準というものはきまっていないので、そのつど決定する、したがって、あるときには七〇%で発動する場合があるし、六五%になって発動する場合もある、そういうふうな理解してよろしいですか。

○政府委員(岩元巖君)　一応一定価格というものはきめておかなければならぬと思いますが、ただ、市場価格が

下落いたしました場合に、どの段階で買うかということ、そのときどきの情勢に応じてきまってくるものではなにかと思っております。

○鈴木泰一君　それで、今第一次取得者というのを言われましたが、もちろん、第一次取得者というものが結局債券を強制されて協力しているわけですから、この人を救うということは当然だと思っております。第二次取得者以後は、自分の責任で取得している人でしょうし、時には思惑で買っている人もあるかもしれません。そういうふうな、第一次取得者という点なんですか、この点よくわかりませんが、第一次取得者というものを決定するのは、それはすぐわかるようになるわけですか。また、それがどういうふうにして第一次取得者がこの法の恩恵を受けるという点になるわけですか。

○説明員(井田勝造君)　電報電話局が債券をお客さんにお渡ししますとき、何番の何号を渡したという台帳がございまして、したがって、第一次取得者から買い上げるといつたときには、電報電話局でその証明書の発行を受けていただきまして、その証明書を付けて公社指定の証券会社に行つて売る、こういうことになるかと考えております。

○鈴木泰一君　したがって、第二次取得者から買うなんという場合は想定できませんか。

○説明員(井田勝造君)　実はその点、原則として第一次取得者に限るということで郵政省にお願いするわけでございますけれども、私どもは、例外の場合もやはり必要ではなからうか、こういうふうな考えておるのでござい

まして、たとえば取引市場の市場価格が、思惑によりまして実力以下の相場に落ちるといふような場合でございまして、あるいは金詰まり等の原因で大口の電債の持主が続々と投げものを売ってくる、こういうふうな事態には、第一次取得者から買つておきましても、事態は救済されませんので、そういったときには、取引市場におきましてこの資金で買うというのとが必要であらう。そういう例外的な場合の認定が非常にむずかしいわけでございますので、そういう場合には、郵政省、大蔵省、公社と、三者協議をいたしまして、そういう例外措置を認めていただくようにしていただきます。

○鈴木泰一君　それで、この前のお話ですね。この発動する場合の条件等は、その発動するつどききまるので、前もって告示するというようなことはないわけですね。それはまた、どういふわけですか。それになるのですか。

○説明員(井田勝造君)　運用基準は、もうあらかじめ公社が郵政大臣の認可を受けましてきめていただきます。これはまあ、みだりに変わるものではないと存じます。そこで、市場の価格がずっとその線を下回つて、なおも下がろうとするといったときには、そのときには、やはり郵政省に御相談することでも多からうと存じますけれども、まあその線を、一定価格を下回つた時点から発動するわけでございますが、景気全般の情勢から見まして、ほかのものはあまり下がっていないが、電債だけが特に下がっているとい

たような場合には、電債の特別の理由で下がっている、こういうふうな認められるわけで、そういうときには第一次取得者から買つていく、こういうことになるわけでございます。

○鈴木泰一君　それで、実際に発動する場合は、結局、証券業者に委託して買つてもらふわけですね。それは一定の値段を指示して、何というのですか、指し値というのですか、そういうので買うのか、もう証券業者が大体この程度のときに、というふうなことで、証券業者の責任においてそれを買わせるというふうなことになるのですか。

○説明員(井田勝造君)　これはまあ、状況によりましていろいろなことが考えられるわけでございますが、全国の売りたいという加入者には、あまねく公平に売る機会を与えなければいけません。それで、新聞広告等

その値段でございますが、大体買うときの前の市場価格というものが目安になるわけでございますが、それを目安にいたしまして買値をきめる。事実問題といたしましては、毎日々々その値をきめるというわけにはいきませんから、当分の間は、その値段で何日間かずっと買っていく、こういうことになるかと思っております。

○鈴木泰一君　実際買ふ場合には、お金を証券業者に交付して買うということになるとするんですが、非常に市場が混乱したというか、上がり下がり非常に激しいといったような場合に、証券業者が、自分に有利なものは自分

で始末をして、電電公社から頼まれたものは、あまり有利でないやつを電電公社に押しつけるというふうなことで、証券業者を利益させるようなことはございせんか。

○説明員(井田勝造君)　一つの証券会社の店舗で、今のような証明付きの電債券をお客さんが持つてくるというふうな場合には、これは悪徳業者であらばいざ知らず、相当信用の高い証券会社を指定するわけでございますから、それを連つた値段で買ひ取るといふようなことはないと考えておるわけでございます。多くの銘柄がござい

ますけれども、これは全部利回りでもって関連のとれた値段にする予定でございまして、あるものは買いたたき、あるいは公社指定の値段で買わなければならない、そういうふうなことはござい

○鈴木泰一君　それはあつてはならないのだが、やはりそういうふうなこともあつたことあるかとわれわれ思うのですが、電電公社の息の入った証券業者を一つ作る、そして、それに働かせるというふうなことはどうなんですか。これでは、一般の有力な証券業者に委託するというふうなことになると思いますが、そういう点はお考えになり、またそれではだめなんだというふうなお考え方ですか。

○説明員(井田勝造君)　かつて、電電公社の息のかかったと申しますか、そういう会社を作るべきだということを公社としても考えたことがございました。それは、そういうふうな会社を

作ることが、電債の流通市場の育成に
どうしても必要なんだと、こういうふう
に考えたわけでございます。ところが
が、その後の情勢は、もう御存じのと
りでございます。電債の人も、非
常に参りまして、最近電債の流
通市場というものは、かなりの程度形
成されてきているわけでございます。

一方、広く公社債市場の育成という
問題は、これは政府におかれても取り
上げておられまして、公定歩合の引き
下げということを中心として、且下非
常に精力的に進められているという
ふうに思っておりますが、そういうふう
に、だいたい客観的情勢が変わりました
ので、ただいま公社といたしまして
は、いわゆる思のつかった特殊会社を
作るという点につきましては、白紙に
しておるわけでございます。

○光村基助君 今の問題と関連してお
聞きますが、私も鈴木さんと同じよ
うな意見を持っているのです。特殊な
会社を作るのめつこうですが、電債
には共済会というのですか、郵政には
互助会というのがあるし、私は、商売
人をもつてさすというところは、これは
けつこうなことだと思ふのですが、質
権のときに問題になりました。よう
に、知らない人がずいぶんいるのです。
そうすると、悪徳な電話業者にうんと
もうけさしているのです、一般の人が。
今度、質権のときでも、電話業者が私
らのところにだいた陳情にきました
が、これは中小企業の組合からもう
いう申し出があったのですけれども、
質権にしろ、この問題にしろ、やはり
私は、公社か政府自体が、何か別な会
社をお作りになったほうが、債券を
持っている人のためにかえつてなるの

ではないかと思うのですが、どうなん
ですか。
○説明員(井田勝造君) その点は、ま
あ御趣旨のほどもよくわかるわけでご
ざいます。ただいまは白紙の状態
と、こういうことでございます。

○光村基助君 利率を聞きますが、
六万円の分と、十五万円の分とあると
思ふのですが、分、利率は幾らにな
つていますか。
○説明員(井田勝造君) 臨時措置法の
ときには、これは六分五厘の利率で
ございます。それから拡充法になりました
からは、七分二厘になつておりま
す。

○光村基助君 この七分二厘という、
銀行の利率よりもうんといい利率で出
ているのでも、やはり今でもどどん
市場に出ていますか。
○説明員(井田勝造君) 実際どれだけ
出回っているかという確定数は、これ
は非常につかみにくいわけございま
して、私も昨年の秋に、全国にアン
ケートをとりましたのでございま
す。この結果によりますと、二〇%の
人が売却をしている、こういう数が出
て参りました。しかし、これは地域的
に相当違うのでございまして、東京、
大阪、九州のようなところでは、七
二、三%の売却率になつていて、こ
ういふこととございまして、八万ほど
あ、このとりまいた資料が、八万ほど
照会いたしました、二万二千回答が参
りました。その二万二千を分析集計し
ました結果が、今のようなことでござ
います。まあ、私どもの推定として
は、もう、すぐ売却したような人、ある
いは電話代行業者に依頼いたしました
もう、債券も自分で手に取らずに、す

ぐ右から左へ処分されたような人——
おそろく回答を下さらなかった人は、
そういう人が多いのじゃないかと
いうふうに考えますので、実際の売却
率はそれを上回っているのではなかつ
うかと、こういうふうな考えておりま
す。

○光村基助君 今の答弁でわかります
ように、債券の頭も見ずに、右から左
に電話業者に売り飛ばしている人が多
いのです。そういうことになれば、な
おさら、この第七条にあるように、証
券業者——かたい証券業者に委託され
るとおっしゃるのですけれども、その
おっしゃる裏から、電話債券の頭も見
ずに売り払う人もいるようですが、そ
れはやはり、ある特殊会社を考へて
やったほうが、まあこれは私の意見で
すが、電話加入者のためになると思
うのです。これは、あなたのほうでや
らないとおっしゃるのですから、追及は
いたしません。あなたの答弁も、そ
ういふことを考へると、実際さうい
う矛盾が出てくるのです。

それからもう一つは、新聞広告をす
るとおっしゃるのですが、私どもどうし
てPRされるかと思つたのですが、新
聞広告されたらけつこうだと思ふので
す。そうしますと、二十二億で足りま
すか。私はそんなものでは長く持たぬ
と思ふのですが、そういう場合には、
どうされるのですか。

○説明員(井田勝造君) この二十二億
という金額は、先ほども申し上げまし
たように、予算全般の資金事情並びに
市価の趨勢というのを考へまして、
三十八年度はこれで大体持つのではな
かるうかというふうな考へた数字で
ございますが、もし、今のようになつ

殊の事情が起りまして、この資金を
発動しなければならぬといったよう
な事態に、この二十二億で間に合
ないといったようなことが起るかも
わかりません。そういうようなときに
は、私も、この二十二億で買ひ上
げましたこの電債を、市場以外のと
ころへ、たとえば共済組合でございま
すとか、あるいは農協でございませ
んか、そういったような機関で相当電
債をほしいというところがたくさん
ございまして、そういうところへ売却
をいたしまして、この資金の回転をは
かつて、おそく申し出たために乗り
おくれたというふうなお客様のない
よう努力いたしたい、こういうふう
に考へております。

○委員長(伊藤道雄君) 午前中の質疑
はこの程度にとどめ、暫時休憩しま
す。
午後一時より再開いたします。
午前十一時五十分休憩

午後一時四十三分開会
○委員長(伊藤道雄君) これより再開
いたします。
休憩前に引き続き電信電話債券に係
る需給調整資金の設置に関する臨時措
置法案を議題とし、質疑を行ないま
す。質疑のある方は順次御発言願いま
す。

○鈴木強君 大臣の御説明によります
と、この臨時措置法案は、昨年の五
月、閣議において決定をしたというこ
とでございますが、当時、この閣議で
決定をいたしました臨時措置法制定の
趣旨というのは、一体どういうもので
ございましたか。これをお尋ねし
たい。

○政府委員(岩元巖君) 昨年の五月十
八日の閣議決定で、「加入者引受電信
電話債券の価格安定に関する措置につ
いて」というのがございしました。その
中に、「価格の安定に資するため、日
本電信電話公社に需給調整資金を設
け、公社が本資金を同債券の売買に運
用しうるようにするため、これが立法
措置および予算措置は国会における次
の機会に措置するものとする。」とある
わけでございます。これに基づきまし
て、なお「この外、同債券の据置期間
の短縮その他その価格安定のための有
効適切な措置をすみやかに講ずるこ
ととする。」というふうになつておりま
す。これに従ひまして、郵政省では、
債券の発行条件の改定といったこと
を本年の一月一日から実施いたして
おります。なお、そのほか、価格安定に
資するための施策として、公社にお
いても保護預かり制度あるいは小口融資と
いったようなことをやっております。

○鈴木強君 そういふ一般的なことは
わかるのですけれども、一体こういう
電債債券の需給調整のための資金を設
定する、しかもその具体的なことにつ
いては、もちろん閣議ですから、そこ
まで御決定はなかつたと思ふのです
が、特に電債債券の需給調整をやら
うとするその意図ですね。私は不思議に
思ふのは、たしか昭和三十四年の電
債公社の決算書を見ますと、当時郵政大
臣は、約四十億円の減価基金というも
のを承認して、その積み立てを認めて
いるわけですね。それから三十五年、三
十六年と、この四十億の金はもちろん
国庫に預託をされておつたのであり
ますが、その後、昭和三十七年に、そ
うち二十億が電債公社の建設財源と

用について、今電電公社法によって国庫預託の制度があるのですが、こういうことについて、実は昭和三十四年、当時の佐藤大蔵大臣と私は予算委員会に質疑をいたしました。その結果、なるほどその当時はたしか二十億は無利子であった。あと日歩八厘の、安い、非常に低利の利息をつけて電電公社の余剰金を国庫に預託しておる。そういう運営については、一体、電電公社にしては、その資金の効率的な運用を当事者が行なうのは当然なことではないか。こういう思想から、このやり方については再検討を加える必要があるんじゃないかというのをいろいろ論議しました結果、佐藤大蔵大臣も率直に認めてくれました。検討しようということになったのです。そうして、当時の大蔵省の理財局を中心にして、私も何回か真剣に折衝をしました。そういうような中で、昭和三十七年です

やうな、例の三十四年この基金がちょうど郵政大臣の承認を得て積み立てが認められる時期とさきずをくしくも同じくしているのです。これは、それは、要するに、われわれが国会でいろいろその今の余剰金の運用に対する不合理的を追及して、何とか効率的な運営をはかるために、これは郵政大臣がある程度銀行を指定してもよろしいから、有利、確実、安全な銀行に公社の余剰金というものは預託をして、当時約二百億ある余剰金については、その中から利潤を得て、たとえ電話を五十でも百でもふやしていくというところはいいことではないか、こういうことはいろいろやりました結果、なるほどということになって、検討を加えた時期なんです。これは、そこで政府は、

いうものがもう必要がないとか、あるいは、それからこの調整資金のほうに、こういう理由でもって切りかえたんだ……。あれだけ局長は、将来もこの資金というものはやっぱり必要なんだと、金が出てくればぜひ積み立てたい、これは郵政大臣の承認を得ればできるということですから、そういうことは公社のほうで考えているようだけれども、実際には、そういう考えがあるにかかわらず、わずか、二十億の、四十億積み立てた中から半分の金で、建設資金のほうへここから取り出すしていくということは、もともとお考えになった思想というのがくずれた結果になってきておる。何のために、四十億を積み立てて万全を期すというのを国民に約束しておるか。それが、途中から、金が足りないから建設資金にするなどということは、これは手品使うようなことで、四十億あったものがいつの間にか二十億になってしまった。公社が健全な経営をして、倒れず、こういふふうな方向にして切りかえていくというなら、切りかえるという方向をちゃんと国民に示さなければならぬ。それを国会を通して明確にわれわれに理解できれば――私は何も減債基金を取りくずした、こういうことにしたからといって反対しようとするわけじゃないのです。理解と納得のできる郵政省の答弁を得ればいいわけです。そういう意味で聞いているのですから。

私はいさよよくやってきましたから、またくどく言うのです。私は真剣にやってきました、この問題については。またあの野郎は言い出したかと。私は真剣にやりました。対大蔵省折衝。これは与党の皆さんだって反対はないですよ。お互いに公共企業体というもの存立の価値を考慮、今日需要供給の足りない段階において、少しでも建設資金がほしい、そのときに、資金の効率的な運営をするのは僕は当然だと思ふ。そういう思想でわれわれは今までやってきているのですから、それが何か、こういうものにすりかえられるということになったら、私は納得できないのです。だから、そういう思想がまだ残っているのだ。大臣は、そういうことはこれからはつきりやる、したがって、当面、この電電債の需給調整のためにこういう制度を作って、なおかつ法律によって、出していただく、電電債を買っていただく加入者の方にはこういう保護立法をやるといふようなことならわかるけれども、何かすりかえてしまふような気がするものですから、私は執念深く聞いているのです。

われている事実を申し上げたのでございますが、先生のお考えの経過の、まあ思想的な内容というものは全くそのとおりでございます。私も、今でも預託関係というものをに対する意欲は堂々持っておるわけでございます。あの当時、減債基金という、これは将来の財務計画を健全化するという立場から考えてはおりますが、その裏には、非常な熱意をもって、せっかく積んだ以上は、ただ国庫に預託するということとはまことに芸のない話である。せめて、これを橋頭堡として、国庫預託の足がかりとして、まあ何とかこれをものにしようという出発点と考えることも事実でございます。まあそういうことで、長い間諸先生方と関係者のいろいろの後援で、この運動もかなりあったように記憶いたしておりますが、現在のところ、国庫預託の制度もちょっと一段落して、私どもはその希望をつないでいるわけでございます。が、たまたま、一昨年でござい

か――例の三十四年この基金がちょうど郵政大臣の承認を得て積み立てが認められる時期とさきずをくしくも同じくしているのです。これは、それは、要するに、われわれが国会でいろいろその今の余剰金の運用に対する不合理的を追及して、何とか効率的な運営をはかるために、これは郵政大臣がある程度銀行を指定してもよろしいから、有利、確実、安全な銀行に公社の余剰金というものは預託をして、当時約二百億ある余剰金については、その中から利潤を得て、たとえ電話を五十でも百でもふやしていくというところはいいことではないか、こういうことはいろいろやりました結果、なるほどということになって、検討を加えた時期なんです。これは、そこで政府は、

いうものがもう必要がないとか、あるいは、それからこの調整資金のほうに、こういう理由でもって切りかえたんだ……。あれだけ局長は、将来もこの資金というものはやっぱり必要なんだと、金が出てくればぜひ積み立てたい、これは郵政大臣の承認を得ればできるということですから、そういうことは公社のほうで考えているようだけれども、実際には、そういう考えがあるにかかわらず、わずか、二十億の、四十億積み立てた中から半分の金で、建設資金のほうへここから取り出すしていくということは、もともとお考えになった思想というのがくずれた結果になってきておる。何のために、四十億を積み立てて万全を期すというのを国民に約束しておるか。それが、途中から、金が足りないから建設資金にするなどということは、これは手品使うようなことで、四十億あったものがいつの間にか二十億になってしまった。公社が健全な経営をして、倒れず、こういふふうな方向にして切りかえていくというなら、切りかえるという方向をちゃんと国民に示さなければならぬ。それを国会を通して明確にわれわれに理解できれば――私は何も減債基金を取りくずした、こういうことにしたからといって反対しようとするわけじゃないのです。理解と納得のできる郵政省の答弁を得ればいいわけです。そういう意味で聞いているのですから。

私はいさよよくやってきましたから、またくどく言うのです。私は真剣にやってきました、この問題については。またあの野郎は言い出したかと。私は真剣にやりました。対大蔵省折衝。これは与党の皆さんだって反対はないですよ。お互いに公共企業体というもの存立の価値を考慮、今日需要供給の足りない段階において、少しでも建設資金がほしい、そのときに、資金の効率的な運営をするのは僕は当然だと思ふ。そういう思想でわれわれは今までやってきているのですから、それが何か、こういうものにすりかえられるということになったら、私は納得できないのです。だから、そういう思想がまだ残っているのだ。大臣は、そういうことはこれからはつきりやる、したがって、当面、この電電債の需給調整のためにこういう制度を作って、なおかつ法律によって、出していただく、電電債を買っていただく加入者の方にはこういう保護立法をやるといふようなことならわかるけれども、何かすりかえてしまふような気がするものですから、私は執念深く聞いているのです。

われている事実を申し上げたのでございますが、先生のお考えの経過の、まあ思想的な内容というものは全くそのとおりでございます。私も、今でも預託関係というものをに対する意欲は堂々持っておるわけでございます。あの当時、減債基金という、これは将来の財務計画を健全化するという立場から考えてはおりますが、その裏には、非常な熱意をもって、せっかく積んだ以上は、ただ国庫に預託するということとはまことに芸のない話である。せめて、これを橋頭堡として、国庫預託の足がかりとして、まあ何とかこれをものにしようという出発点と考えることも事実でございます。まあそういうことで、長い間諸先生方と関係者のいろいろの後援で、この運動もかなりあったように記憶いたしておりますが、現在のところ、国庫預託の制度もちょっと一段落して、私どもはその希望をつないでいるわけでございます。が、たまたま、一昨年でござい

われている事実を申し上げたのでございますが、先生のお考えの経過の、まあ思想的な内容というものは全くそのとおりでございます。私も、今でも預託関係というものをに対する意欲は堂々持っておるわけでございます。あの当時、減債基金という、これは将来の財務計画を健全化するという立場から考えてはおりますが、その裏には、非常な熱意をもって、せっかく積んだ以上は、ただ国庫に預託するということとはまことに芸のない話である。せめて、これを橋頭堡として、国庫預託の足がかりとして、まあ何とかこれをものにしようという出発点と考えることも事実でございます。まあそういうことで、長い間諸先生方と関係者のいろいろの後援で、この運動もかなりあったように記憶いたしておりますが、現在のところ、国庫預託の制度もちょっと一段落して、私どもはその希望をつないでいるわけでございます。が、たまたま、一昨年でござい

か――例の三十四年この基金がちょうど郵政大臣の承認を得て積み立てが認められる時期とさきずをくしくも同じくしているのです。これは、それは、要するに、われわれが国会でいろいろその今の余剰金の運用に対する不合理的を追及して、何とか効率的な運営をはかるために、これは郵政大臣がある程度銀行を指定してもよろしいから、有利、確実、安全な銀行に公社の余剰金というものは預託をして、当時約二百億ある余剰金については、その中から利潤を得て、たとえ電話を五十でも百でもふやしていくというところはいいことではないか、こういうことはいろいろやりました結果、なるほどということになって、検討を加えた時期なんです。これは、そこで政府は、

いうものがもう必要がないとか、あるいは、それからこの調整資金のほうに、こういう理由でもって切りかえたんだ……。あれだけ局長は、将来もこの資金というものはやっぱり必要なんだと、金が出てくればぜひ積み立てたい、これは郵政大臣の承認を得ればできるということですから、そういうことは公社のほうで考えているようだけれども、実際には、そういう考えがあるにかかわらず、わずか、二十億の、四十億積み立てた中から半分の金で、建設資金のほうへここから取り出すしていくということは、もともとお考えになった思想というのがくずれた結果になってきておる。何のために、四十億を積み立てて万全を期すというのを国民に約束しておるか。それが、途中から、金が足りないから建設資金にするなどということは、これは手品使うようなことで、四十億あったものがいつの間にか二十億になってしまった。公社が健全な経営をして、倒れず、こういふふうな方向にして切りかえていくというなら、切りかえるという方向をちゃんと国民に示さなければならぬ。それを国会を通して明確にわれわれに理解できれば――私は何も減債基金を取りくずした、こういうことにしたからといって反対しようとするわけじゃないのです。理解と納得のできる郵政省の答弁を得ればいいわけです。そういう意味で聞いているのですから。

私はいさよよくやってきましたから、またくどく言うのです。私は真剣にやってきました、この問題については。またあの野郎は言い出したかと。私は真剣にやりました。対大蔵省折衝。これは与党の皆さんだって反対はないですよ。お互いに公共企業体というもの存立の価値を考慮、今日需要供給の足りない段階において、少しでも建設資金がほしい、そのときに、資金の効率的な運営をするのは僕は当然だと思ふ。そういう思想でわれわれは今までやってきているのですから、それが何か、こういうものにすりかえられるということになったら、私は納得できないのです。だから、そういう思想がまだ残っているのだ。大臣は、そういうことはこれからはつきりやる、したがって、当面、この電電債の需給調整のためにこういう制度を作って、なおかつ法律によって、出していただく、電電債を買っていただく加入者の方にはこういう保護立法をやるといふようなことならわかるけれども、何かすりかえてしまふような気がするものですから、私は執念深く聞いているのです。

われている事実を申し上げたのでございますが、先生のお考えの経過の、まあ思想的な内容というものは全くそのとおりでございます。私も、今でも預託関係というものをに対する意欲は堂々持っておるわけでございます。あの当時、減債基金という、これは将来の財務計画を健全化するという立場から考えてはおりますが、その裏には、非常な熱意をもって、せっかく積んだ以上は、ただ国庫に預託するということとはまことに芸のない話である。せめて、これを橋頭堡として、国庫預託の足がかりとして、まあ何とかこれをものにしようという出発点と考えることも事実でございます。まあそういうことで、長い間諸先生方と関係者のいろいろの後援で、この運動もかなりあったように記憶いたしておりますが、現在のところ、国庫預託の制度もちょっと一段落して、私どもはその希望をつないでいるわけでございます。が、たまたま、一昨年でござい

われている事実を申し上げたのでございますが、先生のお考えの経過の、まあ思想的な内容というものは全くそのとおりでございます。私も、今でも預託関係というものをに対する意欲は堂々持っておるわけでございます。あの当時、減債基金という、これは将来の財務計画を健全化するという立場から考えてはおりますが、その裏には、非常な熱意をもって、せっかく積んだ以上は、ただ国庫に預託するということとはまことに芸のない話である。せめて、これを橋頭堡として、国庫預託の足がかりとして、まあ何とかこれをものにしようという出発点と考えることも事実でございます。まあそういうことで、長い間諸先生方と関係者のいろいろの後援で、この運動もかなりあったように記憶いたしておりますが、現在のところ、国庫預託の制度もちょっと一段落して、私どもはその希望をつないでいるわけでございます。が、たまたま、一昨年でござい

て、日銀の預託金一本になっているの
でございす。勘定科目だけは別個の
袋に入っているわけですが、
そういうことならば、ひとまずさうい
うものを活用して、これをうまく流用
して、この施策に使うということが、
先ほど来、井田局長が述べたところ
につながるわけだと思つて、その背
景の思想とか経過というものは、先生
がほんとうにこまかに御案内でござ
いまして、まことにそのとおりでござ
いまして、また国庫預託の問題に對する
検討等も今後やっていきたいと思つ
ております。

○鈴木強君 まあ、率直にさういふよ
うな御意見があると、私もこれ以上申
し上げなくていいと思つたのですけ
れども、問題は、監理官——大臣は
ちよつと今何か出かけたのですけれ
ども、皆さんのほうでは、公社という
ものや基本的な性格というものを
十分理解していただいていると思つた
のですけれども、さういふものでも、な
るほど建設資金がたとえ二十億はし
いということもあるだろうと思つたの
です。しかし、せっかく減債基金とし
て積み立てようという思想があるの
から、それを取りくずしていくような
格好においての建設資金、の繰り入れ
ということはおかしいと思つたので
すね。ですから、この二十億を、それ
に一応建設資金に繰り入れたものを、
もう一回、二十億を減債基金のほうに
入れてやろうという、さういふ考え
があるなら、僕はある程度了承でき
るのです。さうでないように僕は思
つたから、これを言うのです。この当時、
郵政大臣が承認した四十億というもの

の中から、二十億を建設資金に繰り入
れようとするときは、今私が言ったよ
うな二十億の措置を、あらためて今度
の三十七年度の決算でできるかどうか
か、それはわかりませんけれども、や
るとすれば三十七年度でなければなら
ないと思つたのでございすか、さう
じゃないでしょうか。

○政府委員(岩元蔵君) 減債基金の間
題につきましては、いろいろ考え方
があらうかと思つた。ただ、公社にお
きましては、現在資本勘定の中に減債
積立金というものを計上しているわけ
でございす。この見合い資産につ
きまして、現金で保有するか、あるい
はその他の資産で保有するか、とい
つたことでございす。公社の財政状
況に應じて、これは保有される。
まあ、現金か、あるいはその他の形の
資産で保有されるものと考えられるわ
けでございす。現在のところ、こ
れにつきまして、現金で保有するより
も、建設投資に充てたいと思つたこと
が適当であるといった考え方から措置
された、さういふいきさつになっている
わけだと思つた。

○鈴木強君 それも話がわからないの
ですけれども、私はそこを聞いてい
るのではなしに、二十億を一応繰り入
れたのが、その二十億は、いざ三十七
年度決算において、さらに減債基金
のほうに戻して、四十億というものを
少なくとも確保してやろうといふこと
をやったかどうかということを知りた
いのです。

も熱望しているわけだと思つたが、
御存じのとおり、本年度は百億を上回
る減収という状態になっておりまし
て、余裕金もその穴埋めのために使
果たしたといつていいような状況に
なつてきているわけだと思つた。こ
れで、もし資金事情が許しますならば、こ
の減債用資産はそのまましておきた
い。できるものなら、またさらにこれ
をふやしたいわけだと思つたが、た
だいまの年度末の資金の見通しを申
上げますと、調整資金の二十二億を
積みましますと、どうしてもこの減債
資産は全面的に取りくずさざるを得
ないのじゃないか。さういふ見通しで
ございす。

○鈴木強君 今、二十二億というお話
が出たのでございす。たしか、昨年
の五月、閣議決定されたと思つたが、
閣議にも一部発表されたと思つたが、
五十億という数字が出た。私も個人
的にも聞きまして、これは大臣から
も、当時の。しかし、それが二十二億
に減つてきているというそのこと、
この四十億の中から二十億使つたその
残ですね。要するに、二十億という
ものが、それとの関連性がどうも私
は出てくるように思つたのです。で、
井田さん、率直に言つて、四十億
というものはこの際パーになつてしま
う。減債基金は、さうするとその四十
億のうち二十億は戻つてこない。繰
り入れただけで。あと二十億、ちょ
ぼちょぼ何か持つてきて二億くらい足
して、これは利息だか何か知りませ
んが、さういふふうにして、二十二億
という金があるから、たまたまこれを調
整資金に使えるということであつたん
じゃないですか。結局五十億という線

はどこかに飛んでしまつて、たまたま
減債基金というものがあつたものだ
から、それに目をつけられたというこ
とであつて、何にもならぬじゃないで
すか。今あなたが言つた、強く熱望さ
れておる償還のための基金というもの
の四十億も姿を消してしまつたが、
これはいつになつたら積み立てられ
るか。郵政省、大臣おらんですが、お
そらくあなたのはうでいい切望した
うふうな見通しを私は持つてゐる
私のお言つておることは大体当たつて
おると思つたが、どうですか。

○説明員(井田勝造君) ちよつと、今
の先生の御発言の中で、昨年の五月
に、何のことでございすか。わかり
ません。

調整資金の金は二十二億じゃないに、
五十億という線は新聞にも出ました
よ。私は、非公式には大臣からも聞
ておる。需給調整資金として積み立
ての金のことだ。五十億というの
は、さういふことだ。それでよくわ
かりました。この予算要求をいたし
ますときに、調整資金として、電電公
社といたしましては、少なくとも五十
億は積みたたいということだと思つ
た。この資金全般の事情並びにこの電
電債の市場価格の趨勢というものが、
非常に立ちまわつたので、結局二十二
億というところで落ちついたわけだ
と思つた。ただ、今の四十億が、当時の金
が二十二億になつたという点でござ
いす。これは、三十七年度の予算が
さういふ構成でされておるわけだ
と思つた。さういふ構成でされてお
るわけだと思つた。さういふ構成で
されておるわけだと思つた。さうい
ふ構成でされておるわけだと思つた。
は、この減債基金を取りくずすとい
う意味合いで予算には上がつておる、
さういふことなんだ。

○鈴木強君 だから、減債基金とい
うものはなくなつちやつてゐる。さ
ういふ。影がなくなつちやつてゐる。
すつきり。今度二十二億というもの
を取られてしまえば、もうないので
す。だから、あなたが言う、減債基金
は将来も積み立てておきたい、また
さういふことで三十四年に認めてく
れたのですが、その考え方というものは、
調整資金というものが出たことを契機
としてなくなつちやつてゐるのです
よ。あなたのほうでは、これを、三十
八年度か、近い将来、またもとに復活
してやりたいという考え方はあつたら

調整資金の金は二十二億じゃないに、
五十億という線は新聞にも出ました
よ。私は、非公式には大臣からも聞
ておる。需給調整資金として積み立
ての金のことだ。五十億というの
は、さういふことだ。それでよくわ
かりました。この予算要求をいたし
ますときに、調整資金として、電電公
社といたしましては、少なくとも五十
億は積みたたいということだと思つ
た。この資金全般の事情並びにこの電
電債の市場価格の趨勢というものが、
非常に立ちまわつたので、結局二十二
億というところで落ちついたわけだ
と思つた。ただ、今の四十億が、当時の金
が二十二億になつたという点でござ
いす。これは、三十七年度の予算が
さういふ構成でされておるわけだ
と思つた。さういふ構成でされてお
るわけだと思つた。さういふ構成で
されておるわけだと思つた。さうい
ふ構成でされておるわけだと思つた。
は、この減債基金を取りくずすとい
う意味合いで予算には上がつておる、
さういふことなんだ。

あるでしょう、今の御発言からして。私も当然だと思えますよ。また、しなければならぬと思うのだけれども、なかなかこれは、一回つぶれたような経過からしても、これを復活すること、これははかばかしく簡単ではない。この情勢分析をしているわけですよ。だから、私はさっきから大臣にも監理官にも食いついていっているんですよ。あまりひどいですが、やり方が。そんなべらぼうなことではないですよ。公社も必要だと言ひ、われわれも必要と思ひ、しかも経過の中には、さっきも申し上げたようなことがずっと大きな流れとしてあったのだから、そういう中から出てきた副産物であつて、しかも必要なのを、いつの間にか、なしくずしみたいに取りこわしてしまつて、出てきたものは何かといつたら、こういう二十二億の調整資金じゃないか、残つたものは、こんなことでわれわれの目をごまかしてやろうといつたつて、そうはいかぬですよ、それは。だから私は、せめて減債基金というものは、きょうは大臣おきませんけれども、帰つてきたら、はつきり私は聞きたい。その思想をはつきり確認して——さっきもそのようなことを言つたんですけれども、確認して、近い将来——大臣はできるのだから、自分の権限で。

そういう減債基金というものは、つきり積み立ててやる。一面、さっきも秋草理事が言つたような相場の暴落等も一時は現われ、全体の日本の株式市場における異例な事態であつたかも知れぬけれども、かなり値が下がつた。そういうことから、やはりせめて義務的に買つていただいた第一次取得の方々に、こういう調整制度を作つて保護しようという、これは、私は思想的にはわかるのです。それをやれば、はつきりして講じていただくことが一つ。それからもう一つは、さっき思想として流れている余剰金の制度改革について、やっぱり従来と同じように郵政省はやつていくのだ。この三本の柱だけは私は絶対にくずれないですよ。これははつきりさせなければ、私はもうほんとに審議をする勇氣はないですよ。これは、大臣がおきませんけれども、岩元さん、そうなんですよ。あなたどう思いますかね。さっき大臣は、大体そういうような思想のことは言つたのですけれどもね。

○政府委員(岩元巖君) 三十七年度の決算におきまして、公社から、減債基金の増額といつたような方面につきましましては、何ら現在のところ聞いておりません。ただ、まあ先ほども申し上げましたように、現在の資金状況、あるいは電信電話に対する需要が非常に大きいといつたようなことから、建設の幅を相当大きくしなければならぬというところから、どうしてもこの資金を取りくずしてまでやらなければならぬという状況にあるわけでごさいますから、将来また公社から申請が出て参りますれば、そういう点については十分に検討していきたいと考えております。

それから余剰金の問題でございます。が、余剰金の運用の問題も、まあ先ほどから先生過去のいきさつ等についていろいろとお話があつたわけでごさいます。この問題につきましても、郵政省といつたしましても、従来いろいろと検討して参つてきています問題でございすし、また、将来も引き続き検討を続けていきたいと考えているわけでごさいます。ただ、公社の公共企業体といつた性格からいたしまして、その運用につきましましてはやはり一定の限度があるのではないかと。その限度内においてこれをいかに運用していくかというところにつきましまして、将来さらに検討を続けていきたいと考えております。

○鈴木強君 私は、監理官を責めるという気持ちでなしに、やはりこれは対大蔵の関係もあると思うのです。そういう意味において、私は次回に大蔵省からもどなたか来ていただきたいと思つてゐるのですけれども、やはり予算そのものが公社から出てきまして、大蔵大臣との調整という中でいろいろあるでしょう。あなたの考えることがうまくいかないこともあるでしょう。そういうことは、私たちは制度上の一つの問題として頭の中にあるのです。だから、監理官として、直接電電のこういうお仕事をなさつてゐるのですから、そういう苦しい立場の中にあつても、大臣のもとにおつて、対大蔵の折衝をなさるでしようし、業務運営についていろいろとまた御指示をなさると思つてゐるのです。結局今の電電公社から要求があるとかないとかいうことでなしに、三十七年度に二十億くずされてゐるのですから、そういう中で、まさか、すぐ、じゃ二十億くずということも、実際問題として公社が頭の中にあつても、言えるか言えないか、これは私は常識だと思つてゐるのです。ですから、通信行政を預かるあなた

のはうとしては、減債基金というものは必要なんだ、大臣が認可した以上は、この思想というのにはくずれない、あくまでやつていく、こゝしは特別金がないからこういう措置をやむを得ず作つたのだ、しかし、できるだけ早い機会にこれはもとに戻して、四十億といふものは少なくとも積み立てていくということは、あなたはつきり態度を持つていなければいかぬ。そうして、あらゆる機会に主張してもらわなければならぬ。むしろ、公社からそういうことを言わなくても、対大蔵の折衝の中で私はやるべきだと思うのです。おそろく、これはこゝしの建設財源を作る場合も、繰越債だとか外債だとか、いろいろ苦労されて外部資金も調達してあります。それから実は、収入目標も強くきつてやつております。ね。これは、私も全国の状況はすぐわかりますからね、私は、この三千六百六十億という電電のこゝしの収入目標を一体だれができる自信がありますか。これはみんな頭の痛いところですよ。何かやはり特にPRをして、理解をもつと深めなければむづかしいといふことは、各地方の責任者みんな考えることだと思つてゐるのです。そういうつらい目標を設定されても、なおかつやろうとする努力はしてゐるのです。だから、そういう総体的の中から建設財源というものが出てきているわけですから、二十億というものが、はたして減債基金が絶対にこれは必要であるといふことから積み立てたのならば、どんな工夫をしても、私はこの二十億なんというものは取りくずすべきでないと思つてゐる、ほんとうを言つと、もっとほかに工夫してやるべき

だと私は思つてゐるのです。そういうことをやつて減債基金を守つてやるという、そういう考え方をやはり基本に持つていただかないといけないと思つてゐる。三十七年度、これは決算上はどうなるかわかりませんが、たとえ、そういう措置がもしできる状態があるとなれば、すみやかにそういう措置をとつてやるというのを、絶えず私は考えておいていただきたい、こう思うがゆゑに、たいへん失礼なことも言うのですけれども、だから、私の考え方というのは、もうあなたにもよくわかつてもらいたいと思つてゐるのです。そういう思想で、ひとつぜひ善処してもらいたいと思ひます。いいですか。

○政府委員(岩元巖君) 三十四年度の決算の際に、公社が減債基金制度を設けようといふようなお話がありましたが、その必要につきましましては十分に認識いたしまして、認可いたしましたわけでごさいますので、先ほども経理局長から答弁がありましたように、将来の資金情勢によつて、さらに積み立てていきたい、減債基金の額を積み立てていきたいといふようなお話があつたわけでごさいます。そういう申請がございすれば、郵政省といつたしまして十分これを考慮し検討いたしましたと考えております。

○鈴木強君 まあ、考慮し検討でなしに、積極的にそれを実施するように、私、それこそ努力をしてみたい。それからこれは公社のほうでもけっこうですけれども、一番最近のですと、昭和三十六年になつてと思ひますが、一体この余剰金として国庫に預託した金は幾らになつておるのでしょうか

か。これは、利子がわかるでしょうから、逆算すれば大体数字はつかめるんじゃないかと思ひます。けれども、どの程度になっておりますか。

○説明員(井田勝造君) 今手元に決算書を持っておりませんので、はっきりした数字を申し上げられませんが、持ち越し資金の総額が、保手中のものを除きまして、二百六億になっております。二百六億を分析いたしますと、現金と預金と預託金、こういふことになるわけでございますが、現金は大体一億をこえることはございませんし、市中への預金は三十億程度でございますから、日銀への国庫預託はそれを引きまして大体百八十億ちょっとという金額になっておるはずでございます。

○鈴木強君 この前もちょっとお尋ねしたのですけれども、経理局長、百億、予算総則上借りられますね。今度三百億になったのですけれども、その百億は短期の借り入れになりますね。その際の利子については、あまり向こうと折衝をしなかったさうだけれども、これは預け入れの場合三十億円無利子なんだから、これはひとつ考えてもらふことにして、結局公社がかりに百八十億預託しても、自分ももし百億を借りるとすると、わずかに何カ月というように短かい期間で、利息は同じようにとられて、頭を下げてやらなければならぬ。結局、百八十億というものが、国庫預託として年間平均して運用されておる金だと思ひます。これは動かぬと思ひます。ですから、大蔵省としては、その金は財政投融資の金として当てにしているのです。百八十億貸して下さいといつても、どっこいそうはならないと思ひます。そこいらの矛盾と

いうものが、借り入れる場合についてあると思ひます。

これは、予算総則の問題もあるのですから、この場合、三十七年度の場合を論じたい、しようがないのですけれども、ああいうふうな非常に安い利息と、無利子の金まで差し引いてやると、非常に悪い条件なんです。せめて借り入れる場合、最低限、預託してある金くらいは、いつでも金に困るときは借りられる——自分の金を借りるのであれば、そのくらいのこと、これは問題ないことと思うのですけれども、われわれが借金する場合だって、自分が預金しておれば、人に担保してやったら、そのくらいの金は他人にも融資してくれ、銀行が。そこらの研究をもう少しなさって、これは三百億になったのだから、あまり人のものを借りるというふうな気にならないで、金の足りないときには、もっと気やすく運用できるようにやってみたらどうですか。

○説明員(井田勝造君) 大体的な状況は、説明のようになっておるのでございまして、借りるときはやはり日歩八厘ということで借りております。今までは、割合に日銀に預託する金額が多かったわけでございますが、最近はお金減って参りましたが、預け入れておる金額よりもよけに借りる場合もちょい出でておるわけでございます。さしあたり、本年度十二月に百億、限度一ぱい借りたわけでございますが、これは、一月と二月に分けてもうすでに全部返しておりますが、四月にはまた、二百億近い金をどうしても借りないためだといふことになっておるわけでございますが、大体その程

度の一時借り入れを認めよう、こういうふうになっておるわけでございます。

○鈴木強君 それから、現在の利付債と割引債の現在高はわかりますか。これは、公債債、公募した分もあわせて何ぼか。そして拡充法によって買っていたいたのが幾らか。これは、現在高わかりますか。

○説明員(井田勝造君) 利付債の期末残高が、これは三月十日現在でございまして、千二百二十三億でございます。それから割引債が千九百十三億でございます。合算しまして加入者等の引き受けの電電債は三千三十六億余りになっております。公債債の残高は二百八十六億、政府引受債が四十億、なお外債が百三十八億、こういうことになっております。

○鈴木強君 合計何ぼになりますか。

○説明員(井田勝造君) 全部合計いたしまして三千五百一億余になります。

○鈴木強君 それから、先ほど監理官の御説明の中で、提案理由の中にもあるのですけれども、発行条件の改定をやったといふことで、すけれども、これはわかりました。一月に改定したといふので、古いやつです。据え置き期間が五年が二年になった。この五年を二年に変えたといふことのほかに、どうか変えたことがあるのですか、発行条件の改定は。

○政府委員(岩元巖君) 発行条件の改定につきましては、お話のごとく、従来の据え置き期間五年を二年に短縮いたしました。ほかに、利付債、割引債、いずれも売り出し発行をいたしてあります。したがって、たとえば領収証による売買が従来行なわれておりま

して、そのために値下がりしたこともあったわけでございますが、それを防止するということにも役立つわけでございます。そのほか、売り出し期間を六カ月としております。それから銘柄も従来かなりたくさんあったのでございまして、これも、年間、利付債、割引債、それぞれ二銘柄というところに銘柄を少なくいたしまして、債券の上場、あるいは売買の便宜をはかっております。また、定時償還の際買い入れ償却も併用し得るようになつております。

以上、大体発行条件の改定のおもな点であります。

○鈴木強君 それはよくわかりました。それで、三十五年四月二十八日の郵政省令の二百六十八号ですと、割引債の場合、これは無記名電信電話債券になっておりますけれども、利率というのは全然載ってないですね。今度これはどうなつたのですか。

○説明員(井田勝造君) それは、割引でございますので、利回りは大体七分二厘程度になるわけでございます。

○鈴木強君 でそれから、今度改定した中にも、そうすると、ここの利付債のように、「利率は、年七・二厘とする。」というふうな、そういうふうにはきまつてないわけですね。お宅のほうからいただいた郵政省の資料によると、応募利回りというやつが七分二厘と、応募利回りというやつが七分二厘と、これは、今、井田さんの言われたようなことで計算するといふ、こういうふうなことになるというふうな事ですね。ですから、別に政令ではきめられないといふことですね。結局、動くから。

○説明員(井田勝造君) はい。

○鈴木強君 わかりました。

それは、最近の電電債券の相場と違ふでしょうけれども、たとえば、昭和三十七年度の一番最近発行した、三月か九月か知らぬけれども、一番最近発行したのは、どれくらいしているのでしょうか。今年度の……

○説明員(井田勝造君) 私の手元に持っておりますのが、今月の十三日の相場でございますが、これに、一番古いのが載っておりますのが、い号の三十八年六月償還のもの、これが古いわけでございます。それが九十九円二十銭でございます。それから割引債のほうで一番古いのは、これはA号でございますが、これは償還期が四十五年の八月、これが割引債の一番古いものでございまして、それがちょうど五十円、こういう相場になっております。

○鈴木強君 そうすると、今私が指摘しました昭和三十七年の一番最近発行したのどの程度になっておりますか。

○説明員(井田勝造君) 三十七年の一番最近という意味は、三十七年の四月発行の銘柄のものと、いふふうな考えてよろしゅうございまして。

○鈴木強君 今三十八年でしよう。ことしになってから発行したものの、三月ですか。

○説明員(井田勝造君) 今売っているやつですね。

○鈴木強君 一番最近発行したやつです。

○説明員(井田勝造君) これは、本年度から発行条件を変えましたので、利付はへ号、割引はC号というふうなことになるわけですが、これが、

昨日の相場で九十一円七十銭、C号の
ほうが四十二円三十銭ということでご
ざいます。昨日の相場でございます。

○鈴木強君 それは何月の発行でござ
いますか、何月に発行したのですか。

○説明員(井田勝造君) 本年度のへ号
とC号になりましてから、売り出し発
行にいたしました。六カ月間につきまし
ては、全部同じ銘柄ということになるお
けでございます。ただ、このへ号第一
回、C号第一回につきましては、この
一月、二月、三月の三カ月、この分だ
けが三カ月の売り出し期間でございま
す。一月に発行いたしましたものも二
月に発行いたしましたものも、三月に
発行いたしましたものも、同一の値段
がついておるわけでございます。

○鈴木強君 それから、これと直接関
係はないのですけれども、最近、こ
の全国的な電話の——商人の言っ
ているのは値と書いているのですが、
やみ相場というのですか、やみ電話の
値段というの、一番高いところはど
こですか、東京ですか、やはり。

○政府委員(岩元蔵君) 今ちょっと手
元に資料がございませんので、正確な
ことはわかりませんが、私の聞いてお
りますところでは、浦和の電話が三十
五万ないし六万円程度しているとい
うふうに聞いております。

○鈴木強君 浦和は、これはいつ改式
になるのですか。

○説明員(宮崎政義君) 本年の十二月
に第二浦和の局が改式になります。

○鈴木強君 これは、計画局長、今積
滞はどのくらいございますか。

○説明員(宮崎政義君) 正確な数字は
覚えておりませんが、約九千八百くら
いだと思います。第二浦和電話局が一

万ユニットでございますから、全部が
解消できると思っております。

○鈴木強君 初期端子一万二千……
○説明員(宮崎政義君) 初期端子一万
でございます。

○鈴木強君 一万で九千八百の積滞が
あるわけですね。そうすると、三十八
年度ではどの程度加入者増はできるの
ですか。

○説明員(宮崎政義君) 収容限度から
いいますと、大体八千は販売できると
思いますが、大体営業全般としてい
ろいろ検討しておりますので、正確な今
年度発売する数はどうかということ
は、今すぐわかっておりません。あと
でお知らせいたします。

○鈴木強君 やはりこの前にもちょっ
と話が出たのですけれども、積滞の多
いところでは、こういうようなところ
では、三十五万とか、三十六万とか、
えらいべらぼうな値段があるようで
すけれども、この前衆議院の質疑の際
だったのですが、岩元さんが、やみ電
話屋を何か統制するような、法的規制
ですか、をなさるというふうなことの
記事をおぼろげと見たのですけれど
もね。あれはどういうことですか。そ
うして今度の国会に間に合えば出した
いというふうなことを言っておったの
ですが、その真相はどうなんですか。

○政府委員(岩元蔵君) これは、午前
中の委員会にもこの話が出たわけで
ございますが、まあ電話の加入権を担保
にいたしましたの金融の際に、かな
り、あるいはそのほか電話の代行業
務、代行業者と称する人たちが、一般
には電話の取引業者と言えらると思
いますが、電話の取引業者の中には、架空
の中し込みをして、いろいろの不正行

為をする。あるいはまた、加入権を担
保にした金融の際に、非常に不正行為
をしている者があつた。こういうたよう
なことが巷間にうわさされております
し、何とかこれを取り締まるべきでは
ないかといったような御意見が従来か
らあつたわけでございまして、最近ま
たかなりそういう話が出ております
し、この際、やはり何か法的にこれ
を取り締まっていこうという方途を講
ずべきであらうというふうなことから、
ただいま郵政省で、これを法的に規制
することにつきまして検討を進めて
おるといふことを申し上げたわけで
ございまして、現在まだその成案を得
ておりませんので、大体今国会に間に
合はせようというふうなつもりで努力
はいたしておりますが、結果的にどうな
りますか、はつきり今の段階ではまだ
申し上げられない段階でございます。

○鈴木強君 それから、二条、三条、
四条ですね。それから五条、六条、七
条、八条の各一項、それから第八条三
項のそれぞれ種類によつて、電信電話
債券を引き受けてもらつてゐるのだ
すけれども、これは、この種類別に、現
在までの程度発行したかということ
は、引き受けてもらったかということ
は、わかりますか。今資料が、おそ
らくこういうのはないかもしれませ
ん、あれば答えてもらいたいし、な
ければあつてもいいですから、お出し
ただけませんか。

○説明員(井田勝造君) 専用線の地
元引き受け等の件であります。これ
が、専用線関係が——これは三十六
年度でございまして、十九億三千三
百万円、それから地元引き受けの分が
四億九千万円でございまして、それ

あと、もう一つ、付属電話等の分は、
公衆電気通信法百八条の二によるも
の、これが合計いたしました十二億四
百万円でございまして、これが、三七
年の一月までの分を累計で十二億四
百万円、そういうことでございまして
。

○鈴木強君 先ほど全体の数はつか
められませんでした。もう少し明細に、
このやつがあるでしょう、郵政省の。
ここに、この法律に基づいて債券の引
き受けをする場合、というのが具体的
に出ておるのです。これを、あとで
もつけようですから、お忙しいでし
うけれども、資料として作つてお
いていただきたいと思ひます。

その次は、四条でございけれども、「資
金の運用」のところ、資金は、公
社が郵政大臣の認可を受けて定める基
準に従つて、第一条に規定する電信
電話債券の売買に運用するものとす
る。——この、郵政大臣が認可をする
場合には大蔵大臣に協議しなければな
らない、という第四条三項との関係
で、一体この認可を受けて定める基準
というものはどういふものか、これを
ひとつ伺ひたいのです。

○政府委員(岩元蔵君) 基準は、電
公社からの申請によりまして、ただ
いまのお話のごとく、郵政大臣が認可
をする。それによつてきまるわけで
ございますが、現在大体話し合ひま
して、いろいろ考へておりますところ
では、買入れは、電信債券の市場
価格が一定価格を下回りましたとき
に、原則として第一次取得者を対象
として、証券会社に委託をしてその
買入れを行なう、これが一点でござ
います。それから買入れの対象でござ
います。

○鈴木強君 この基準で、買入れは
一定価格を下回つたときというので
す。第一次取得者に限つて買ひ上
げることだと思ひます。これは、こ
れはどういふことですか。もつと
分析すれば、ですね。

○政府委員(岩元蔵君) この考え方
でございますが、一定価格を下回
りました場合に、そういう場合に市場
価格が一定価格以下に下つた場合に、
加入者の方が電信債券をお売り
になる、こういう場合に、非常に負
担がふふと比べまして、著しく加入
者の負担がふふと比べたことのない
ように、この資金の設置の
目的でございまして、そういう意味
で、一定価格というものをきめたい

と、これは第一次取得者といつして
おります。これは、第一次取得者とい
つしたものは、拡充法によりまして
、負担法のときよりも多額の電信電
話債券を義務的に第一次取得者に引
き受けさせることになつておるいきさ
つもございまして、これから第一次取
得者の保護をはかるという目的から、
そういうふうにしたと考へてございま
す。なお、例外的に、第一次取得者
以外の者から買ひ入れる必要があると
認められる場合におきましては、大蔵
省、郵政省、電電公社三者の協議に
よつて、これを決定するようになつ
たいと考へております。

なお、売却いたします場合のことで
ございまして、売却は、銀行あるいは
信託会社、保険会社、共済組合、証
券業者等に対して、直接または証券
業者に委託をして行なうことを考へ
ております。

○鈴木強君 この基準で、買入れは
一定価格を下回つたときというので
す。第一次取得者に限つて買ひ上
げることだと思ひます。これは、こ
れはどういふことですか。もつと
分析すれば、ですね。

○政府委員(岩元蔵君) この考え方
でございますが、一定価格を下回
りました場合に、そういう場合に市場
価格が一定価格以下に下つた場合に、
加入者の方が電信債券をお売り
になる、こういう場合に、非常に負
担がふふと比べまして、著しく加入
者の負担がふふと比べたことのない
ように、この資金の設置の
目的でございまして、そういう意味
で、一定価格というものをきめたい

考えているわけでございますが、ただ、ただいまのところでは、具体的にこれをきめてはいないのでございませうが、考え方をいたしました。この加入者の引き受けにかかる電信電話債券というものが法律によって義務づけられていて、それから債券の市場価格の低落の事情、あるいはそういった市価で債券を売却いたしますことによりまして、第一次取得者が負担する実質的な負担の程度、あるいはそのときの金融経済情勢、あるいは資金量等、そういったいろいろな事情を勘案いたしまして、適当と考えられます価格に決定することになろうと存じます。

○鈴木強君 この第二項にある基準は、「債券の引受けの事情、債券の市場価格の推移がその引受けに及ぼす影響等を勘案して定めるものとする。」、こうなっているのです、一応この第二項には、しかし、これでは非常に抽象的でわからない。しかも、その第二次の取得者に対してのみ買い上げるといふことは、これはどこにもない。どこにあるのですか。それから、一定価格というのはいく何を意味するのですか。一定価格というのはいく何を意味するのですか。一定価格といつても、何が一定価格だか、これはさっぱりスタンダードの表示がないのだから、たとえば百円のもの、八十円になったから一定価格というのか、七十五円が一定価格か、これではさっぱりわかりません。もうちょっとわかるような説明をしていただけないですか。

○政府委員(岩元巖君) 一定価格の考え方でございますが、それ以下、その一定価格以下に債券の価格が下落いたしました場合に、結局、債券をお売り

になる加入者が、負担法当時に比べまして著しく大きな負担を受けるというたような価格になるわけでございますが、これは、今申し上げましたように、さしあたりましては、少なくとも負担法施行当時に於ける実質負担額を著しく上回ることはないようにといった価格にしたい。その場合の実質負担額が等しくなる債券の価格と申しますのは、これは級局によってもいろいろ違うわけでございますが、おおむね発行価額の八〇%ないし七〇%になると考えられます。

○鈴木強君 どうもよくわからないのですけれども、新法の引受額が旧法の負担額の八割ですか、どういふのですか。早い話が、新法で十五万円の十級局以上の場合ですね、前は債券は六万円でしたかね、そうでしょう。十五万円の現行の十二級局の場合は、前はたしか最高六万円でしたかね。その場合、十五万円のやつが六万円よりも下回ったということになると、九万円下落すれば六万円になるのですな、どういふ意味なんですか。

○政府委員(岩元巖君) 当時は、債券のほかに設備負担金というのが三万円ございませう。三万円とそうして債券、当時は、債券の引き受け額が東京の場合で六万円だったと思ひます。六万円をたえば八割なら八割で売るといたしますと、まあ二割だけの負担が出てくるわけでございます。現在は、設備負担金というのは、拡充法によりましてはないわけでございますが、ただ、債券の引受額が十五万円になって、それをどの程度の価格にすれば大体同程度の負担になる、これは計算すれば出てくるわけでございますが、

級局によっていろいろ違うわけでございます、一律に何の額ということにはきまっております。○鈴木強君 だから、あれでも十二級局ですか、前にもあったのが整理されたのですが、それはいいです、違いはわかるんだから。具体的に、今の十二級局の場合に、十五万円の債券を買わされる。前の場合には、六万円の債券を三万円の設備金というやつを払って九万円ですね。旧法で九万円払って、新法では十五万円払っている。これがあなたの言う八〇%、七〇%というのはどういふ意味か、具体的にこれを説明してもらえば、一番わかるのです。

○政府委員(岩元巖君) これは、具体的に申し上げますと、たとえば十一級局の場合について申し上げますと、その当時、たとえば売却価格が八十四円であつたといひます。そうしますと、この際の負担額というのは、三万円を含めまして四万三千九百円というふうになるわけでございます。ただ負担は、当時の負担でございますが、それを今度の拡充法に基づく債券の場合、これを持って参りますと、これと同程度の負担、同じ負担額ということになりますと、百円を七十七円六十銭という売却単価にいたしますれば、負担額が四万三千九百円、同程度の負担になるわけでございます。こういったような計算をして負担の同じ額というのが出てくると思ひます。

○説明員(井田勝造君) 説明を補足させていただきます。ただいまの例でございますが、拡充法制定当時、利付債は大体八十四円というのが相場であつたわけでございます。そこで、六万円のものを八十四円で処分するというこ

とになりますと、九千六百円の実質負担ということになるわけでございます。あと負担金が三万円、装置料が四千円、加入料が三百円、これはいづれも公社がいただき切りのものでございませうから、それを全部合計いたしますと、四万三千九百円の負担ということに相なるわけでございます。そこで、この四万三千九百円というものを基準にいたしまして、拡充法におきましては、設備料が一万円、加入料が三百円でございますから、それは引きまします。そうすると、三万三千六百円というものが債券関係の負担になれば、この負担法の場合と拡充法の場合とが全く同一になる。そうすれば、債券は今度は十五万円引き受けていただくわけでございますから、その十五万円が三万三千六百円下回った値段で売れたならば、全く同一である。その値段を逆算いたしますと、七十七円六十銭で売れたならば、前と同じ負担である、こういうことで、これが、今東京、大阪等の場合は新しい十一級局以上でございますが、新しい九級局でございますね、それ以上のところではそういうことになるわけでございますが、これが、たとえば新しい八級局で申しますと、七十四円、それから七級局で申しますと八十二円で、ちょうどつり合いがとれる。一番極端なのがいないかのほうでございます。これは拡充法が、非常にいなかのほうの加入者のほうに有利なようにできておりますので、値段は半分以下に下がっても、まだ拡充法のほうが有利だ、そういったふうになつていくわけでございます。そこで平均して七、八〇%と、こういうふうに考えているわけでございます。

○鈴木強君 これは、私は旧法と対比して七〇%とか八〇%という、そういうことも一つの根拠にはなるかもしれないけれども、一体市場における電信債の市価の安定ということから見るとおかしな。僕は、それじゃおかしなと思うのです。だから、どうもこれはつけ焼刃みたいなことで、あなた方は意識統一したのだと思うのだ、私もと事の起こりというのには、日本経済新聞に載つた記事を見ただけですが、まず第一に、基準というのは第一取得者に限るということ、もう一つは、債券が市場において相場がうんと暴落したときに、これはやるのだというふうに、新聞には出ました。これがほんとうにあなた方が考えた考え方なんだ。ところが、その後国会あたりで、おかしなじゃないかということになつたところが、少し統一解釈だか何解釈だか知らぬけれども、今監理官が言つたようなことをきめてきたと思うのだね。一体あなたの考え方というのは、電電公社も大蔵省も郵政省も、みな意見が一致しているのですか。

○政府委員(岩元巖君) これは一致した見解でございます。○鈴木強君 そこで、最初からそういう思想で出発しているものですか。○前項の基準は、債券の引受けの事情、債券の市場価格の推移がその引受けに及ぼす影響等を勘案し」といふふう

に、非常にばやかしてここに第二項がうたつてある、そういうふうには考えている。したがって、これの発動運用については、私は一つの意見を持っている。やはり今あなたが言われた

○鈴木強君 これは、私は旧法と対比して七〇%とか八〇%という、そういうことも一つの根拠にはなるかもしれないけれども、一体市場における電信債の市価の安定ということから見るとおかしな。僕は、それじゃおかしなと思うのです。だから、どうもこれはつけ焼刃みたいなことで、あなた方は意識統一したのだと思うのだ、私もと事の起こりというのには、日本経済新聞に載つた記事を見ただけですが、まず第一に、基準というのは第一取得者に限るということ、もう一つは、債券が市場において相場がうんと暴落したときに、これはやるのだというふうに、新聞には出ました。これがほんとうにあなた方が考えた考え方なんだ。ところが、その後国会あたりで、おかしなじゃないかということになつたところが、少し統一解釈だか何解釈だか知らぬけれども、今監理官が言つたようなことをきめてきたと思うのだね。一体あなたの考え方というのは、電電公社も大蔵省も郵政省も、みな意見が一致しているのですか。

○政府委員(岩元巖君) これは一致した見解でございます。○鈴木強君 そこで、最初からそういう思想で出発しているものですか。○前項の基準は、債券の引受けの事情、債券の市場価格の推移がその引受けに及ぼす影響等を勘案し」といふふう

ような趣旨において、この需給調整資金というものをいうことは、私は、立法の精神からしておかしいじゃないかという意見を持っている。もつと云うならば、第六条ですか、「資金の繰替使用」というところを見ますと、「公社は、支払上、現金に不足を生じた場合において、資金に属する現金に余裕があるときは、当該現金を繰替使用することができる。」こんなことまで第六条にあるのです。だからあなたの方では、そういう暴落がなかれば電債が市場で価格が安定で、これは積み立てていこうという思想なんです、僕に言わせれば。だからして、こんなことまでして現金に不足をしたときには、いざという場合に使う金を、実際使ってもよろしいなんて、今だって消防署は行政区画が違つて

「資金の繰替使用」なんてことで、この第六条に明定をされている。だから、どうもわれわれの考えている需給調整資金というものは、たいへん見当はずれだと思ひます。

○説明員(井田勝造君) この繰りかえ

使用の規定を設けられました趣旨は、大体、近い将来、この需給調整資金を発動するかどうかといったようなことは、そう突発的に起こるということとは考えられないわけでございます。ある程度事前に予知ができると思ひますが、そういうときに、もし公社全般の資金繰りの関係から、この需給調整資金に手をつけるといったようなことがございまして、一時借り入れをいたしまして、そうしてすぐこの金を二十二億もとに戻しまして、そうして発動に應じる体制を整えるということとは簡単にできる、こういうふうな考へております。

○鈴木強君 ここでやはり考え方が僕らと分かれるんですね。経理局長の話をお聞いしても、岩元さんのさっきの基準の設定に対するお考えを聞いてみても、やはり私と違ひ。私は、やはり需給調整資金というものを、もちろん一つの基準としての七〇%ということとはわかりません。これは、そのことを全然私は否定するわけじゃないのですけれども、しかし、この資金の運用は、何も暴落したからあわてて手を打つということじゃない、やはり暴落しないように予防措置というものを、ふだんにおいてやっておくというほうが、むしろ私は大事だと思ひます。今ここに御説明を受けましたように、旧法、新法によって、この今

現在利付債券が千二百二十三億、それから割引債が千九百十三億、合計三千三十六億というものが現在あるわけですね。一体この八〇%なり七〇%、一定額ということに定めて、これ以下に下落した場合に発動するということに、おそろく、この加入者の中で、全部が全部とは言えないだろうけれども、相当数の第一次取得者の人たちが、債券を売りたいというとき、一体二十億ぐらゐの金で、市場におけるそういう電債の安定がはかれると思うのです。今すぐのことを考えているのです。皆が売りたいと言つたときに、どうするのですか。二十二億だから、もう売り切れだから、金がないから、もうしょうがないから、あなたがたはやむを得ないのだ、やむを得ぬから、今度八十何円か、七十何円か、もっと五十円でも、金がないから売りたい、政府がそれを、二十二億で満員締め切りだ、しょうがないからというので、ほかへ行つて六十円、五十円でどんどん売つたらどうなるのですか。そんな二十二億で手当してみたら、市価の安定は何にもならないのです。もちろん市場は混乱して、そうしておれのは買つてくれたけれども、おれのは買つてくれなさいと、郵政省や電電公社は、さか恨みされる。えらい仕事を引き受けたものだと思ひます。

○政府委員(岩元巖君) 債券の市場価格が、一定価格以下に下りました場合に、その資金を発動して買ひ出るわけでございますが、売りたいという加入者の方が非常に多くて、とてもまかない切れな場合にどうするかというお尋ねでございますが、これは、一応二十二億という金額は、まあ、来年度の金融界の情勢あるいは大体債券を

人が、だいたいあると思う。だから、そういう点を勘案してみると、今度は、政府がどんどん買い上げてくれるということになれば、相当やはり売却者は出てくると思う。そういう点を考えてみると、二十二億をあなたの方がもつとずつとふやすというならば話はわかりませんが、今ちょっとお話の中に出てきましたけれどもね、それも私は聞きたいと思うのだが、一体二十二億というものが、今の売却率と資金の回転率からいって大体いけるだろうという想定は、一つの想定として私は認めますが、けれども、しかし、これによって条件が変わつてくると私は見るからね。したがって、これから第三次五カ年計画、第四次五カ年計画に向かつて、一、二幾らの引受債が発行されるのか。そうしてそれが償還をされつつ、さらに発行していくという中で、一体最高の引受債の額はどのくらいになるのか。それに対して、資金の回転率や売却率を見て、一体どの程度の積み立てをしたら、今の三千何百億の債券に対して、二十二億です。この比率でいったらどうなるのです。かりに基礎条件が変わらぬということに、あなたの方の条件の中で算定した場合です、これはどうなるのですか。

○説明員(井田勝造君) これを今後どういうふうにするかという問題でございますが、私も、三十八年度はまずこれでいけるだろう、間に合ふだろうというふうな考へておりますが、三十九年度以降どういふことになるかということになりますと、これは、公社の資金事情並びに電債の市場の趨勢、こういうこともにらみ合わせまして判定するわけでございます。

出動しない。Aという町から、隣のBが焼けておつたて行かない。なぜかという、Bに行つたときAが火事になったら、Aのほうが消火できないからと、そうやっていふでしよう。そういうことを考へてみた。て、どうも私は、この精神そのものが、あなたが八〇%とか七〇%とか理屈をつけたようなことをまとめたけれども、考え方が、あくまでも積み立てておいて、いざという場合に使うのと、こういうことだと思ひます。だから、いざという場合に使うのは、かゝり、それが余裕があつても、今の消防署みたいに、ほかへ使つておいて、いよいよ困つたときに、さあ市場が混乱したというときに、その金を一体どうしてとりましますか。そんなばかばかしい

たように、旧法、新法によって、この今

度

の

の

ま

一方政府におかれましては、公社債市場の育成ということを強力に推進されておるわけですが、そういったような客観情勢が出て参りますと、また模様が変わってくるわけですが、まして、たとえば三十九年度にはこれを何億にするか、四十年年度にはこれを何億にするかといったような見通しは、ちょっと今の段階では具体的に立たない、こう申し上げるよりしようがないと思います。

○鈴木強君 こういう企画をし、立案をし、新しい制度を作ろうという際に、三十八年度のことは言えるけれども、それ以降のことはちょっとわからぬということでも、ちょっと理由としては不十分じゃないでしょうか。これは第三次、第四次と、特にこの建設の規模も多くなつて参りますから、したがって、加入者による引受償もかなりの額に達すると思うのです。その中で、一体今経理局長の言われたような市場の安定政策その他について、政府は政府として積極的に行っているのか、なければなりません。できるだけ安定をはかってこういう需給調整資金を発動するというようなことのないように、これは大原則です。ただ、そういうものがあることによって一つの安定政策に役立つてしようし、また、最悪の場合に、法律によって引き受けられた方々が御安心がいただける、こういう両面からの私は思想に立つてこの法律が制定されるものだと思うのです。したがって、大体第三次五カ年計画、第四次五カ年計画を想定して、そういう引受償がピークにどの程度になつて、現状における売却率や資金の回転率を勘案した場合に、一体どの程

度の資金があつたらそういう不安がなくていけるのかということにならぬと、理屈がこう一貫性がないんじゃないでしょうか。

○説明員(井田勝造君) まことにどうもありがとうございますけれども、たとえば今後公定歩合の引き下げに際しまして、いわゆる一般の公社債の流動化ということが順調に実現して参りました、いわゆる金融の正常化といったようなことが実現して参りますならば、たとえば電債債も、過去におきまして一時最高が九十六円といったような値段になつたこともあるわけですが、今後とも発行額と違わないような値段で流通するといったような場合にも予想されるわけですが、非常に客観情勢の見通しというものが必ずしも、客観情勢の見通しというもので、大体今の社債の発行残高がふえましたならば、需給調整資金もそれに大体比例したまゝしてふやしていくのが常識だろうとは存じますけれども、ただいまのような客観情勢の変化ということがやはり大きな要素でございまして、なかなか具体的な計数は申し上げにくいと、こういうこととさせていただきます。

○鈴木強君 これはなかなかむずかしいことはわかります。それから政府や公社の説明は、そのときによって非常に動いてくるのです。私は、その暴落でなくて、七〇%なり八〇%なりという一定価格を決定したことに対してお尋ねをしておる。今度は公定歩合の引き下げ、その他によつてまず八〇%、七〇%に下がることはない。これからの見通しは、そういうふうな私たちは理解すれば、何もこんな需給調整資金というものを、それこそ、あな

たのほうで言う金が二十二億でも惜しいのだから、四十億の中から二十二億取り出すようなことをやったのだから、そんな資金を調達しなくても、政府の経済情勢その他に対して信頼していればいいということになつてしまふ。しかし、これは経済なんというものは、十年たつてどうなるか、五年たつてどうなるかというところは、これを想定できないのですから、八〇%なり七〇%という一定基準というものを設けたところにも問題があるのです。どうしたら市場における電債債が安定するかというのを考えていけば、もっと具体的な私は問題があると思う。たとえば私の郷里は山梨県ですが、先般公社の御配慮で二局ができました、非常に積滞が多かつたのですけれども、三千近いものが一斉に加入開始できました。これは非常に感謝をしておる。ところが、ここに一つの現象が現われてきた。というのは、先ほどもお話があつたような証券業者とか、あるいは電話の売買業者とか、そういう人たちが一斉開始を見越して、すでに電話局の前に行列しているのです。出てくればそれをつかまえて、さあ売すてくれ売すてくれというのでやり出すわけです。一体九十何円で売れるのか、八十何円で売れるのか、よくわからぬのです。苦しいけれども借金してきて電話をつけた人もあるのです。そうすると、かりに八十五円で売つてくれといふことになれば、あるいは、これはいいなといふことで売つてしまふ。それを八十三円で買うのと八十五円で買うのとは違ふんですよ。そういう場合に、私は、今電債債はこれだけの市価相場をしていますが、それこそ、あな

の揭示をなぜ窓口にしないかと言う。それで、こういう資金があればそういう資金によつて、もし皆さんがほんとうにお買いになるということであれば、お売りしますというくらいのことを作らなければ。そういうことによつて、市場における安定というものが自然にできてくるのです。だから七〇とか八〇とか、暴落したら発動するとか、そんなのききなことを言わないで、まあせつかく設ける資金というものを有効適切に使つていくということをやらぬから、町にはああいう悪徳の業者がはびこつて、大臣が法律が何かで規制しなければならぬところまで問題は発展してきているんじゃないですか。そういうことがあるのだから、こういう資金をせつかく作るならなぜそれを利用せぬ。

○説明員(井田勝造君) 集団開通で、ある一つの町で何億という電債債が一ぺんに売り出される、それに問題があるというところは、私も私も気づいておりまして、これは、今後総合的な姿によりまして強力な手を打たなければならぬと考へております。それには、まず窓口の何といふますか、電債債の売り出すときのいろいろな周知を親切丁寧にするといいようなこと、また、平生からPRを心がけるといったようなこと、そういうこと、それからまた、今郵政のほうで御検討願つておりますところの、いわゆる電話業者対策、そういういろいろなものも総合的な施策によりまして、今の集団開通などの場合に、悪徳業者にお客様が買いたたかれるといったようなことのないように努力をいた

していきたいと、こういうふうな考えをしております。

○鈴木強君 これは、甲府の場合は労働組合も問題にしたのです。このことについて、それから私は、鎌倉市にも私の友人が市会議員をやっているのですが、鎌倉でも先般開通になつたけれども、やはりそういうことがあるのです。私は、業者がつかみ合ひまでしたという話を聞いてゐるのだ。これは一つの悲劇ですよ。ですから私は、こういうふうな具体的な例があるし、これから電債の第三次、第四次と大量の開通というものがどんどん各地に行なわれてきますから、さっきの浦和じゃないですが、これは浦和だって、その覚悟をしておきませんと出てきますよ、計画局長。そういうことが全国的にどんどんあるのですから、私は、何も七〇%とか八〇%とかいう基準にこだわらないで、もう少しそういう適時適材の資金の発動をして、そして悪徳業者を追ひ払い、暴利をむさぼろうとする人たちに鉄槌を加えるということとは、意味からいって非常にいいと思うのです。手段とやり方によつたら、それをやらぬで、何か暴落したときにするのだ、それまでは金を積み立てておくのだ、えらいもったいないことを私はするものだと思う。しかも、さっき言ったように、暴落したときに実際買い上げられればいけれども、買い上げられない人たちがあつたときには、一体どうするのですか。そのことによつて、百人のうち二十人買えたけれども、八十人買えなかつたら、債券の市価の安定にはなりません。むしろ、その人たちは七十円でも六十円でもいいから買つてくれと持つていく。一方で七十

五円で買ってみたって、電電債の市場における安定策にならない。この法律のねらうところの精神というものは、私は生きてこないと思う。なぜそんな七〇とか八〇とか、そんなものにこだわって、せっかく積み立てた金を有効に使えないんですか。大臣、考えて下さい。あんたそんな、二項の基準をあんたがこれを認可する。「債券の引受けの事情、債券の市場価格の推移」——聞いてみれば、一定価格以下に下落したときだ、一定価格は何かと云ったら、旧法と新法との比率をやって、七〇%とか八〇%になったときだ、そんなつけ焼刃みたいなことになしに、もう少し再検討する必要はないですか。この基準については、私は納得できません、こんな基準じゃ。しかも、これが統一解釈だという、そんなばかな話はないです。

○国務大臣(小沢久太郎君) 大体今度の法律の趣旨は、加入者が義務的に買わされたところの債券が非常に下がる、そういうことを保護しようという、ようなわけ合いです。まして、この運用基準を、先ほど七〇%あるいは八〇%というようにを申し上げましたが、それは、ただいま考慮しておる段階でございまして、いろいろの点も考えてやっていきたいと思ひます。

○鈴木強君 それじゃ、別にコンクリートされて、どうしてもこれでなければならぬという基準じゃないようです。私は、この意見は強く申し上げておきますよ。だからあんた、認可するときには、私の言うような、現実には起きている世相というものを、事実を僕は見ておるのですから、それをいれてひとつ基準を作ってやって下さい

ね。僕の言っていることが無理だというなら、無理だと指摘して下さい。僕は、自分が無理だということを大臣の御説明を聞いて納得すれば引込めますよ。さっきあんたはちやんと中座されてしまったから、系統的な論議を聞いていただきたことがたくさんあったが、それができなかったけれども、この基準については、今言ったのは一つの考え方であって、私の言ったような考え方もいれてやって下さいよ。これは約束してもらいたいのだ、僕は。

○国務大臣(小沢久太郎君) この件は、公社それから郵政省それから大蔵省、三者協議してきめるのであります。慎重にひとつきめたいと思っております。

○鈴木強君 慎重はいいですよ。協議すること、私も知っています。郵政省それから電電公社とも。しかし、大臣として認可する権限はあんたにある。従って大蔵大臣と協議しなければならぬというのが、三項にあるのであって、認可する本体はあんたなんです。あんたがほんとうに直接電電公社を監督し、しかも、この法律案の提案者として、国会における委員の発言がまことにもっともであり、妥当であるということであれば——これは与党の皆さんがもし反対であれば、意見を出してもらってもいいのだけれども。これは、私がさっき言ったような事例が出てくるのです。電電公社の場合は、固体的にもそういう場合も、全部が全部私は使えと云ってないけれども、やはりそういう調整ということを考えていくように、何か下落したときに発動するのだという思想によってこの法律案は出ているから、それがだいたい統一

解釈で変わってはきました。しかし、もう少し市価安定、市場における電電債の安定ということとは、ただ暴落するときに打つ手でなしに、ふだんにおける予防措置というものを私はやって、市場における相場というものを安定させていくという、そういう精神を私はむしろ強くこの法律施行の場合に、運用の場合やっていくべきじゃないか、こういうふうな考えなのです、大臣。

○国務大臣(小沢久太郎君) この法律は、先ほども申し上げましたように、義務的に債券を買わされるわけであり、債券が、市価などによりまして非常に下がるというふうなことがあります。非常に加入者に対して迷惑をかける、そういうことを避けよう、そういうようなわけ合いです。まして、ある程度下がった場合に買おうというふうにわれわれは考えていたわけでございます。

○鈴木強君 それはいいよ、それはあなたの一つの方法としていいですが、僕の言っていることはわかるでしよう。それをどうミックスしてやっていくかというのを考えて下さいと言います。

○国務大臣(小沢久太郎君) そういう点もよく研究して慎重に検討いたします。

○鈴木強君 それから基準に、第一次取得者を——これは原則でしょうね。買入れの対象は第一次取得者とす、しかし、例外として、必要があればこれは郵政、大蔵、電電ですか、三者の協議によって、第二次取得者、要するに、第一次取得者でない人たちの

場合も、買ひ上げることができると、こういうふうな井田さんがさっき言われたと記憶したのですけれども、そこで、第一次取得者というものは、一体どのようにして認定するかのいうことが、これは非常に問題になると思うのですけれども、この点はどういうふうにお考えですか。

○説明員(井田勝造君) 電報電話局におきましては、お客様に債券を売りましたときに、どの債券を、どの銘柄のその何号をどの方に売ったという控えがございまして、これによりまして発行証明書を発行していくわけでありまして、こういうふうな考えであります。

○鈴木強君 しかし、その発行証明書が、たとえばの例ですけれども、Aという加入者から、第一次取得者から、どういふ形式かは別として、譲り受けて、それを持っていた場合、実際A本人であるか本人でないか、どこで認定するのですか。非常にむずかしいことじゃないでしょうか。

○説明員(井田勝造君) 確かにそういう問題はございまして。まあこれは、結局公社の指定いたしました証券会社に買わせるわけでございます。今のようないことが、そういう第二次取得者あるいは第三次取得者の人がそういう証明書付のものを売るといふ弊害が非常に出てくるという場合場合には、米穀通帳を見せてもう、これが一番いい方法ではなからうかと、こういうふうな考えております。

○鈴木強君 井田さん、普通常識的にわれわれが考えるところでいいのですけれども、私たちは、先般加入買権の法律案を審議した直後ですが、この審議を通じて、私もかなり詳しいところま

で今度お聞きしました。というのは、あまりにも五年間においてあの法律に反するような行為があったから、これは見捨てておけないと思つたから、私は、中小企業庁や東京都庁からも来ていただいて御意見を承りました。しかし、もうこれはたいへんなことですよ。あなたやわれわれのような、われわれというおかしな人ではない、一般常識における通念なんというものは通用しないのですよ。加入者が全然知らない間に自分の加入権というものが第三者に行っちゃっているのだ、そういうことは、さらにあるのですよ、あれを見るときです。まして米穀通帳なんというものを言ってみても、米穀通帳をおれに貸せ、公社に行けば八〇%なら八〇%で売れる、そうすると、たとえ二円でもうまくおれがやってやるからというので、そういう人たちは自分で行くこと恥ずかしいから、その業者に頼んでやってもうというふうなこと、そんな米穀通帳というもので、とても第一次取得者であるかどうかというのを認定するということは無理ですよ。十のうち七つか六つぐらいはいいかもしれませんが、四つか三つは、おそらくそういうことが必ず出てくると思うのです。もう、それをねらっているのですから、それをどうして第一次取得者として認定するか、これはえらいことをきめたものだと思うのです。確かに第一次取得者が加入者なんです。ですから、その人が、法律によつていふならば、買わされた人という語弊があるけれども、引き受けているのですから、それに対して、大臣も言うように、法律で守らうというその精神はわかるのだけれど

以下に下落した場合が生じた場合に、
そういうことは、三千億から、これか
ら五千億か六千億か七千億か、最高は
相当多くなってくると思うんですけれ
ども、そういうことは加入者にどうい
う方法をもって周知をしていこうとし
ているのかですね。

○説明員(井田勝造君) 周知をいたし
ますのは、やはり新聞を利用するのが
一番いいと思うのであります。

○鈴木強君 経理局長、新聞というの
も、なかなかこれはむずかしいんで、
郵政省の簡易保険や郵便年金を實際に
預けておきながら、通帳を紛失したと
か、どこかへやってしまつて払い戻し
をしない郵便貯金や簡易保険、簡易保
険が満期になつても受け取つていな
い、これが数億の金になつていって
います。一体これに対してどういう周
知をしているか。われわれでも、百円
か二百円残高があるやつは、ついつ
かりしちゃつて机の引き出しに入れて
おく。そういうのが積み重なつて、
実は何百億という金が宙に浮いてい
るんです。これは時効という一
つの方法もあるんですけれども、それ
にもかかわらず、毎年々々そういう金
が動いている。そこで、ひとつどうで
すか、宣伝をやつたらどうかという意
見を私が出して、係官が僕のところま
で来てくれた。で、いろいろ相談して
みたんだけれども、新聞広告なんてい
うのは、何億という金がかかるんです
よ。五大新聞にだけ出したらいなん
ていうものじゃないんです。出さん
なら、これは各県のローカル新聞にも
全部出さなきゃだめです。それは一部
の新聞だけ出したって、そんなものは
通用しやしない。私は、そのとき思

た。なるほど新聞広告と簡単に言うけ
れども、何億もかかる広告代じやかん
べんしてくれ。よし、それじやその実
情はわかった。それじやひとつ窓口か
何かに掲示するとか、あるいはラジオ
なんかまたまには利用してやるとか、
集金人の方々がそういうことを時に触
れて言ふとか、ひとつ知恵をしぼつて
やつてみて下さいよ、ということをお
願ひしたことがありますが、これは新
聞広告なんていつたつて、数億の金
を出して広告をやつたらたいへんなこ
とになりますよ。これはちよつと甘い
じゃないですか。もうちよつと何か適
切な方法を考えられたらいいですよ、
これは。

○説明員(井田勝造君) 局前指示で
ざいしますと、それから請求書等の欄
外に刷り込むとか、あるいは電信電話
新聞へ入れますとか、これはもちろん
ん、公社のお客様に対する周知の方法
として常例のやつておることでござ
いますので、それは当然でございます。
のほかに、今の、官報でございます
とか、新聞広告に入れましたらば相
当周知の効果は上がるだろうと、こ
ういふふうに考へております。

○鈴木強君 公社は、テレビなんかを
もう少し活用することを考へて——あ
れはどのくらいかかるのか、私も今金
のことを言つてゐるから、あまりかか
るとちよつと困るんだけれども、あ
いふふなものはどうなんですかね。最
近ちよつとちよつとスポットみたいに利
用されているのを見ておりますが、あ
いふものは案外効果があるんじゃない
かと思ふんですがね。

○説明員(井田勝造君) テレビも利用
したいと思ひます。

○鈴木強君 まあ金のこともあるか
ら、ここで新聞広告ということだけ
言つておると、これはたいへんなこ
とです。ですから、いろいろの報道機関と
いうものを有効的に利用して、第一次
取得者に対しては、あまねく周知がで
きるような方法をひとつ講じていた
きたい、ということにしておきましょ
うね。

それから、ちよつとさっき私一つ忘
れたのですけれども、基準のところ
たいへん申しわけないのですけれど
も、監理官が言われた、例外として必
要があれば三者の協議によつて売ると
いうのは、これは例外として必要があ
れば、というの、どういうことであ
りょうか、一つの例をあげて……。

○政府委員(岩元巖君) たとえば金融
が正常化したしまして、公社債流通市
場の整備が進みまして、公社債流通市
場の一部の思惑等によりまして、急激な変
動を示すような場合に、そういうたよう
な際に、比較的少ない資金の投入によ
りまして、効果的に債権の相場を安定
できるような判断がでます場合に、
市場から買い入れるということもあり
得ると考へております。

○鈴木強君 それから、この第六条で
すがね、先ほどもちよつと私触れまし
たが、資金の繰りかえ使用についてで
ございまして、これはやはり私の
考へ方とは全然逆であつて、この法律
に対する根本的な思想が対立していま
すから、これはやむを得ぬと思ひます
が、ここに積み立てして、しかも、公社
が、支払い、現金に不足を生じたとき
は、この金を使うがごときことは、これ
はまことにおかしな話だと私は思ひま

す。少なくとも、どういう場合になつて
も、さっき申し上げましたような——
私が百歩譲つたとしても、さっき申し
上げたような、公社の、政府の需給調整
資金の発動がで、運用ができるとい
うような場合を想定すれば、私は、これ
らの金に手をつけるなんてことはま
ことにおかしな話だと思ふのです。で
すから、やはりこれはこれとして、は
きり資金は積み立てておくというよう
にすべきだと、私はこう思ひますけれ
どもね。皆さんのほうでは、どうもあ
まり使うチャンスもないから、一応積
み立てておいて、いざという場合には
使おう、こういう思想ですから、こ
ういふ第六条が出てきたと思うのです
けれども、これはどうでしょう。さ
っき私が触れたように、公社が、支払
上現金に不足を生じた場合、この資金
に属する現金に余裕があるときは、繰
りかえ使用することができ——今度
は、かりに百歩譲つたとして、こ
ういふ逆の場合は想定できないわけ
でしうか。この資金が、公社の資金に、
現金に余裕のある場合には、繰りかえ
用してもいいということですよ、反対
給付……。

○政府委員(岩元巖君) もしさような
場合があるとすれば、第二条によつ
て、それは可能であらうと思ひます。
○鈴木強君 これは第二条は、そうい
う意味ですか。「予算で定めるところ
により、」というの、どういふふう
に——そういうふうな意味にとつてお
いていいのですか、第二条は。

○政府委員(岩元巖君) まあ「予算で
定めるところにより、必要とする金額
を資金に繰り入れることができる」と
いうふうに書いてあるわけであ
る……。

○鈴木強君 これはあなた、違ひます
よ。二十二億繰り入れてもいいとい
う、予算を……。それがあつたんで勝
手に逆……。

○政府委員(岩元巖君) もちろん、資
金の額をあれする必要があるとか、ま
あいろいろのことを考へた上で判断し
なきゃならないと思ひます。

○鈴木強君 そういう監理官の考へ方
ですか。大臣、これはほんとうに、こ
の「予算で定めるところにより、」必要
があるときは、「必要とする金額を資金
に繰り入れることができる」というの
は、そういう意味でいいのですか。そ
れなら、僕はもうこの解釈は——そ
んなものじゃないでしょう、これは。そ
んな解釈したらとんでもないですよ。
それならそれでいいです、確認してお
けば。やるでしう、公社は。幾らで
も必要なときには、五十億でも六十億
でもすればいい。

○政府委員(岩元巖君) もちろん、こ
の第二条の規定は、一時的に公社の余
裕金を流用するというような場合のこ
とじゃないのでございします。

○鈴木強君 だから、そうであれば、
あなたの、僕の質問に対して、第二条
があるから入れられるというの、どう
いうことですか。私の言つてゐるの
は、公社の、この逆の場合ですよ。公
社に現金に余裕がある場合には、この
資金のほうを支払い、現金に不足を
生じた場合には、逆に公社から金を出
してもよろしいというふうにしたらど
うですかと言つたら、第二条でござ
いまして、それはしかし僕はそう理
解してないのです。予算で定めると
ころにより」というのは、こ

と……。

が……。

第十一部 通信委員会会議録第十七号 昭和三十八年三月二十六日 【参議院】

るようでございますが、通常現品を受ける渡すという方法が行なわれておるようでございますので、私ももといたしましては、あらかじめ証券業者に資金を交付するといったようなことは考えておりませんので、買入れのワケは各証券業者に示す必要があると思ひますけれども、資金の決済は、まず、証券業者がお客さんから買入れまして、その買入れた債券を公社に渡してもらうときに証券業者に金を渡す、こういうふうな考えでおります。

○鈴木強君 そうしますと、ある程度、業界のほうは、このための運転資金ですね、こういうものが必要になってくるんじゃないですか。現品を受領して三日後に、何か、金を払うとかいうようなことを今あなたが言われたと思うんです。これはどういふことですかね。

○説明員(井田勝造君) その間、三日間くらいの間は証券業者が金を立てかえる、こういう格好になるわけでございます。

○鈴木強君 そのワケを示すと、こう言われましたね、あなたは。資金のワケを——それはあれですか、二十二億のうち、今五百幾つかあるのに、一体どういふふうな比率で、どういふ系統をもって示すんですか、これは。

○説明員(井田勝造君) 大体今までの統計を利用するよりしようがないわけでありまして、どの地域でどういふふうな債券を発行したかというところは、記録があるわけでございます。それから、またどの地域でどの程度の売却率があるかということもわかっております。それから、過去の統計によりまして、売るのは、もう債券を受け取って

から二、三カ月に大部分のものが売れるんであります。一年以上持つておいて、それから手放すといったようなケースは非常に減つて参る。九月にとりまして統計によりまして、一年以上持つておいて手放すというのは、一・五%という数字があつております。そういうわけでございまして、主として債券の発行いたしました第一取得者、それと売却率、そういうものを勘案いたしまして、地域別に二十二億の金を割り振つていくと、こういうことになつていくわけでございます。

○鈴木強君 どうもわかりませんけれども、一体二十二億を、公社が、あなたのところはこれだけだ、あなたのところはこれだけだ、地域が幾らあるからこれだけだ。たとえば、甲府なら甲府市に十なら十の証券業者がある、その証券業者に、一々あなたのところはどのうだとかこうだとか、実績によつて、二十二億の金をだれが一体配分をするんですか。そんな仕事を公社がやるんですか。公社のどこでやるんですか、そういうことは。

○説明員(井田勝造君) まず、証券業者の指定が問題になるわけでございますが、これは、店舗の数並びに配置から申しまして、四大証券だけでは不足でございます。地方的な中小証券でも信用のある証券業者は指定をしていかなければいけないと思ひます。結局、地域別、証券会社別にワケを割り振つていくとこういうことになるかと思ひます。

○鈴木強君 郵政大臣にお伺いします。法律がまだ通つておりませんから、法律に基づいて申請を電電公社がやっているとは思ひません。しかし、「この法律は、昭和三十八年四月一日から

施行する。こういうことで、実は審議も統一選挙前に始めてやっているわけですね。私は、まだまだ皆さんの質疑があります。しかし、もう残されたところ、二十七、八、九、三十日、あとはちょっと見通しがつかぬのだということですから、政府のほうもあえて時間を、連日委員会を開いても上げようというのをさつき委員長が報告された。私は、きまつた以上は、それに委員は当然協力することですから、やります。それが、四月一日、予算との関係もあつて急がれてゐるわけですよ。きょうは二十六日ですね。

一体、全国の四大証券会社ではだめだという、したがって、どういふふうなこれを選定するか。これは大臣が認可を与えることですから、よくわかりませんけれども、一体もう準備として、四月一日から施行するということになります。もうきょうは二十六日です。一週間ないわけですよ。それでまだ審議して、二十二億の金を一体どういふふうな系統をもつて、どういふふうな流して、いくのか、資金のワケを示すというが、一体示すというのはいふことか、示すといつても、業者がきまつてないんですから、どこに示すのかわからぬ。そういう話は全然ないんです。これは、法律が通るのをおそらく三十日でしょうね。準備はどのうに進めておつてしかるべきかと思ひますが、まだ今日それがわからな

○国務大臣(小沢久太郎君) そういう準備も着々としておるわけ合ひでございますけれども、まだ法律がきまつていないので、どういふことは言えませんが、準備は着々としておるわけ合ひでございます。

○鈴木強君 着々と準備しておるんですから、進行形にあるわけだ。したがって、電々公社から郵政省のほうに、こういう証券業者に一部証券業務を委託するというところで準備を進めてきていふんでしよう。これは公社でもいいんですけれども——これは公社でこゝで発表できないというなら、私はまたほかの方法をとりますけれども、審議に大事な第七条との関連で必要ですからあえて聞くんですが、四大証券のほかに、全国一体どういふ証券業者が郵政大臣に認可申請をしておるんですか。その総数は幾つですか。

○説明員(井田勝造君) 今、店舗の数でございますとか、各証券業者の営業の実績でございまして、そういうふうな資料を集めて検討を進めておるという段階でございまして、まだ郵政省に申請はいたしておりません。

○鈴木強君 もちろんですよ。第七条は、法律効果から見ても、国会が通らないうちに申請できない。しかし、それはしつと定木の説明であつて、実際問題は着々準備を進めておるというから私は聞くんが、今資料を集めてやつてゐるんだと、そんなまぬるいこととで間に合ふんですか。そんなら、そんなに急いで法律を上げる必要はないじゃないですか。もう、どうせ六条を見れば、当分は積み立てて置くようです。それから、その連日委員会を開いて審議をやることもないように私は思ふんですがね。急ぐ法律のようですから、その準備の状況というのを、もう少し聞かしていただけないんですか。

○説明員(井田勝造君) 着々と急いで

作業をやっておりますが、まだ具体的に報告を申し上げる段階までいっていないわけでございます。

○鈴木強君 そんなら伺ひますが、一体二十二億の資金のワケというものは、あなたが示すと言つたのだね。だれがそういう世話をするのですか。二十二億の具体的な各地方に資金のワケを示すのはだれがやるのですか。

○説明員(井田勝造君) 公社がいたします。

○鈴木強君 公社のどういふ部門でやりになるのですか。

○説明員(井田勝造君) 経理局でございます。

○鈴木強君 これは、本社だけで全国にそういうことをやる、こう理解していいのですか。

○説明員(井田勝造君) もちろん、通信局を手足として使うわけでございます。

○鈴木強君 通信局だけでいいのですか。

○説明員(井田勝造君) 通信局が主としてやるわけでございますが、通信部もやはり働いてもらなければいけません。

○鈴木強君 しかれば、本年のあなたが最初に郵政大臣に要求をする定員、一万二千何ぼかの定員の中に、こういう業務が四月一日から入る、したがって、それに要する人員は何名要求したのですか。

○説明員(井田勝造君) この公社の予算定員は、全加入数の増加とにらみ合わせてまして相対的に算出されております。したがって、予算上、この買上げ準備のためとして、どれだけの定員が入つておるのだというところは、

つまびらかでないわけでございますが、まあ私もといたしましては、大體各機関に、経理及び営業、現場には営業要員が配置されておるわけでございますし、そうしよつちゅうこういうようなことが起こるわけでもございせん。したがしまして、業務量の増加の場合には、営業要員を臨時で雇ひ上げますとか、そういうような方法で大体対処できるのではないかと、こういふふうに考えております。

○鈴木強君 それは全くおかしい答弁です。私は、本社の経理局あたりで済むものであれば、多少そこに要員措置をすればいいと思うのですけれども、これは結局、通信局、通信部、取り扱い段階までやはりやらなければならぬのです。そのほか、この法律が施行されますと、さきもあなたがみずから言っているように、第一次取得者の少なくとも取得をした証明書で、各債券の証明書、こういうものを出すというところになったら、たいへんなことじゃないですか。それを、この要員算定の中に、電話の事業量がふえるというか、加入者がふえるというか知りませんが、そういう中に入っているのだという解釈で、定員はとおらぬということじゃないですか。こんなことで、これだけの仕事をしようというとは、これはちよつと僕はおかしいと思ひますね。一体この仕事がなくともあつても、同じような算定でやっているのですか。これがふえるならふえるとして、各算定の中に要員算定は考へるべきじゃないですか。そんな、五人や十人でこの仕事ができると思つたらたいへんなことです。いまに悲鳴をあげますよ。第一次取得者であるかないか、これは証明がない限り絶対できませんよ。全国の窓口の中で、三千が七千になるか、六千

になるか、そのピークはわかりませんが、いずれにしても相当な運用がやられた場合には、窓口は幅狭すると思うのです。そういう答弁では、ちよつと納得できませんね、これは。もつと私は謙虚に——公社がやりになるんだが、その二十二億というワタについて、いずれにしても、幾つかの全国のこれから設定しようとする、認可してきめようとする証券業者に対して、どこか、だれかがその責任を持って世話をやいてやるようなものを作らなければならぬ。

それは、公社の組織の中に作るか、組織外で、業者の中でそういう人々を選定してやるか、いずれにしても、そういうルートを作つてやらなければ、とても電電公社が、公社の今の組織の中でその仕事をやるうなんといふことは不可能です。私はそこを言っている。だから、業界と、どうせ委託するのですから、よく相談されて、その業界のなかから責任者になつていただいて、これは合議の上でやればいじやないですか。そうして、その人たちが公社と連携をとりつつ、業者に對して、全国にネットを持つていけるのですから、そこで問題のないようにまゐるのが至当じゃないですか。私は、そういう意味においてこの業務を委託するといふように考へているが、委託せぬじやないですか、公社としてやるというなら、それに、定員もちよつと要求しないで、そんな答弁はおかしいですよ。

○説明員(井田勝彦君) この証券業者の間にチェーン組織を作りまして、そうして一元的に買入れ組織を作つていくといふことは、非常に有効な施策であると考えます。で、これと関連いたしまして、公社は、前に、特殊な証

券会社を作つていくという構想についても検討いたしたことがございまして、ただし、現段階におきましては、特殊会社を作つていくという点につきましては白紙でおるわけでございまして、ただいまのチェーン組織を作つていくという、この点につきましては、先生のお説、非常に有効な方法であると考えますので、そういうこともあわせて今後検討して参りたいと思ひます。

○鈴木強君 これは、大臣がお認めになるのですから、公社は、どつちかという受け身ですね。受け身という用語があるけれども、主体は公社にあるけれども、認可することについては大臣ですから……

こういう複雑な、しかも時間的に相當にビッチを上げて敏速にやらなければならぬ仕事ですから、なかなか——証券取引所なんかへ行つたつて、手をこんなふうにしてサインやっています。これは間髪を入れずやるためにやつていられるのでしやうね。一々耳でやれないから、それだけ時間を急ぐ仕事なんですよ。場合によつては、何時間遅れば幾らの穴があくわけですから。ですから、私はやはり公社の付帯事業として、ここに第七条を設定したことはよくわかるのです。そうでなくちゃいけないと思う、實際の問題として、ですから、この証券業務を営むものに委託するといふことについては、これは大臣の認可事項ですから、ひとつ電電公社の本来のお仕事に——今聞かれるところによると、定員措置も十分なされてないといふので、率直に言つて、付帯事業として業界のほうに協力していただくような、あくまで話し合いの中に理解を求めて、そういうところで親的な仕事を果たしてもらつて、親と、公社の局長なら局長、総裁なら総裁、と

の間に連絡をとりつやつやしていけば、それであとは全部業界のほうで公社の意に沿うようにいける仕組みになれるものかどうか。

これは、もちろん業界には業界の商慣行とか何とありますから、はたしてわれわれが思うような、考へていくような、正常な運営ができるかどうかというふうなことに、私も危惧を持つてますよ、多少。しかし、その点は、やはりこういう制度の設立の精神にかんがみて、あくまでも電電債というものを保護しようという精神なんですから、そのことは、ひいては業界においてもいいことなんです。そういう意味において、よく話し合いをして、理解していただくような、もし場合によつたら、行政指導的なこともやらなければならぬでしやうけれども、いづれにしても、そういうことを含め、証券業務を委託することについては深甚な配慮をしていただきたい。そうしないと、私は公社もたいへんだと思ひますから、その点特にお願ひし

て、大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(小沢久太郎君) ただいま鈴木先生のおっしゃつたようなことは、実務上非常に大事な問題でありまして、實際問題として運営をどうするかというところのきになる次第でございまして、よく公社とも打ち合わせまして、われわれのほうも考へてやつていきたいと思ひます。

○鈴木強君 きょうは、これで終わります。

○委員長(伊藤道雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は一月三十日)

一、電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

〔小字及び一は衆議院修正の部分〕

第五十条第一項の表を次のように改める。

船舶無線電信局	
第一種局(国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。)	無線通信士
第二種局甲(船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局であつて、第一種局に該当するものの以外のもをいう。以下同じ。)	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局乙(船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局であつて、第一種局に該当するものの以外のもをいう。以下同じ。)	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

第二種局乙（次に掲げる船舶無線電信局であつて、次欄の第三種局甲に該当するもの以外のものをいう。以下同じ。）

一 旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。）

二 総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局

三 旅客船以外の船舶の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの（二に該当するものを除く。）

第三種局甲（遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶（旅客船を除く。）で政令で定めるものの船舶無線電信局であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。）

一 総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶のもの

二 一に該当するもの以外のものであつて、公衆通信業務を取り扱うもの

2 附則

この法律の施行の際現に存する船舶無線電信局について改正後の電波法第五十条第一項、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して三年間は、○電波法第五十条第一項中「左の表」とあるのは「電波法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）別表」とし、同法第六十三条第一項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙」とし、同法第二項中「第三種局甲（同項に規定するものを除く。）及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同法第六項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とする。

3 三種局乙とする。

この法律の施行の日から起算して四年間は、この法律の施行の際現に改正前の電波法第五十条第一項に規定する第一種局乙の通信長の要件を備えていない者で前項の規定により適用される新法第五十条第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えていないものは、前項の規定により適用される同法第一項の規定の適用については、前項の規定により適用される同法第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えている者とみなす。

船舶無線電信局	無線通信士
第一種局（国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局甲（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
一 船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局（第一種局に該当するものを除く。）	
二 総トン数三千トン以上の旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び一に該当するものを除く。）	
三 総トン数五千五百トンをこえる船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局	
第二種局乙（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局（船舶局と通信を行なうため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第一級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
一 旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。）	
二 総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局	
三 総トン数五千五百トン以下の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの（二に該当するものを除く。）	

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案（予備審査のための付託は二月十一日）

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆電気通信法の一部を改正する法律案（衆）

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律

公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条」を「第八十条の二」に改める。

第五章中第八十条の次に次の一条を加える。

（公衆電気通信料金審議会）

第八十条の二 郵政省に、公衆電気通信料金審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公衆電気通信役務の料金に関する事項について、郵政大臣の諮問に応じ、調査審議する。

3 郵政大臣は、公衆電気通信役務の料金に関し、この法律の改正に関する必要な措置をする場合又は第六十八条第二項、第六十九条第一項、第七十条若しくは第七十一

条第二項若しくは第三項の認可に
関する処分をする場合には、審議
会にはかり、その決定を尊重し
て、これをしなければならぬ。

4 審議会は、公衆電気通信役務の
料金に關し、郵政大臣に建議する
ことができる。

5 審議会は、十五人以内の委員を
もつて組織する。

6 委員は、次に掲げる者につい
て、郵政大臣が任命する。この場
合において、第四号の委員のうち
少なくとも三人は、公衆電気通信
事業に關し広い経験と知識を有す
る者のうちから任命しなければな
らない。

一 郵政省を代表する者 一人
二 日本電信電話公社を代表する
者 一人

三 国際電信電話株式会社を代表
する者 一人

四 学識経験を有する者 十一人以内

五 公衆電気通信役務の利用者 一人

7 前六項に定めるもののほか、審
議会に關し必要な事項は、政令で
定める。

附 則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算
して三箇月を経過した日から施行
する。

2 (郵政省設置法の一部改正)
郵政省設置法(昭和二十三年法
律第二百四十四号)の一部を次の
ように改正する。

第十九条第一項の表の郵政審議
会の項中「電波及び放送の規律に

関するもの」の下に「並びに公衆
電気通信役務の料金に關するも
の」を加え、同表の郵政審議会の
項の次に次のように加える。

公衆電 気通信 料金審 議会	郵政大臣の諮問に 応じ、公衆電気通信役 務の料金に關する事 項を調査審議するこ と。
-------------------------	--

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、
約百万円の見込みである。

三月二十二日本委員会に左の案件を付
託された。

一、北海道苫小牧電報電話局舎新
築に關する請願(第二一五四号)
(第二一六四号)

第二一五四号 昭和三十八年三月八
日受理
北海道苫小牧電報電話局舎新築に關
する請願(二通)

請願者 北海道苫小牧市長 田
中正太郎外二名

紹介議員 西田 信一君

北海道苫小牧市は、新産業都市建設促
進上、道央ベルト地帯における中核
工業地帯として今後の發展が囑望さ
れ、政府關係方面から種々高配を受け
ているが、当市は、工業港の起工以來
市勢發展による各種公共施設が逐次不
足、不備の度を加え、特に、電話の加
入申込に対する設備数は、これに対応
し得ず、昭和三十三年局舎を新築、自
動化した苫小牧電報電話局も昭和三十
七年度に既に狭あいを告げ、本年一月

末に、七百八十八件の積滯需要数を数
えている実情であり、また、来る四月
には、待望の石炭積出しが開始される
運びであり、これに伴つて電話の加入
申込みは、飛躍的に増加することが容
易に予測されるから、少なくとも現局
舎以上の規模の局舎を早急に新築せら
れたいとの請願。

第二一六四号 昭和三十八年三月八
日受理

北海道苫小牧電報電話局舎新築に關
する請願

請願者 北海道苫小牧市議會議
長 渡辺広繼外一名
紹介議員 井川 伊平君 岡村文
四郎君

この請願の趣旨は、第二一五四号と同
じである。

昭和三十八年四月五日印刷

昭和三十八年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局